

平成 2 8 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成28年12月20日
- ・ 開 会 平成28年12月20日
- ・ 閉 会 平成28年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	欠	員		
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長		
副	町	長
産 業 課		長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		建 設 課 参 事
総 務 課 参 事		地 域 振 興 課 長
住 民 課 長		住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 長		総 務 課 主 査
福 祉 課 参 事		

教 育 長	生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長	生 涯 学 習 課 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成28年12月20日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信
選挙管理委員会委員長	高橋頌昌		

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年12月20日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成28年11月28日～12月20日》

- | | | |
|-----|-----|--|
| 12月 | 2日 | 第11回若返り演芸会 |
| | 8日 | 第12回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
第12回総務厚生常任委員会
第13回産業建設文教常任委員会 |
| | 14日 | 第9回議会運営委員会
第13回議会広報常任委員会 |
| | 20日 | 平成28年第4回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 28 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番 品田好博議員、及び 6 番 松田信行議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る 12 月 14 日に議会運営委員会を開催をし、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 名、町長から提出されております案件が 13 件であります。

その内訳は、一般議案 12 件、補正予算 1 件、そのほかに決算認定 8 件、報告 1 件、発議として意見書等も予定をされております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日 12 月 20 日に開会し、12 月 21 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先程の議会運営委員会審査報告のとおり、本

日から12月21日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成28年第4回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

1点目でございますけれども、農林水産大臣との意見交換会が北見市で、9月14日開催をされました。

これ以降も今回の行政報告の中では、意見交換会という名称が出てきておりますけれども、下から二つ目のオホーツク圏活性化期成会のJR問題に係る意見交換会以外は、主催者、また相手側の意向によりまして意見交換会という名称を使ってお

りますけれども、要請会、要望会という色合いが非常に強くなっておりますので、まずこのことを御理解賜りたいと思います。

9月14日の農林水産大臣との意見交換会でございますけれども、山本農林水産大臣に対しまして、台風災害を受けた地域の実情などを活性化期成会として、さらには関係する農業、水産業、林業の各団体から説明を申し上げ、復旧事業、経営対策等を要請したところでございます。

9月17日、自由民主党農林水産業災害対策ワーキングチームとの意見交換会も北見市で開催をされました。オホーツク圏活性化期成会として、大雨災害に係る緊急要望という形態をとらせていただきました。農地の復旧でありますとか、経営支援対策についての要請を行ったところでございます。

9月30日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。第3次大空町行政改革計画の大綱、そして推進計画の素案についてお示しをし、意見をいただいたところでございます。この後、パブリックコメントに付し、平成28年度中の行政改革計画の策定をすることとしているところでございます。

10月4日は、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。各界から推薦をいただきました。18個人、2団体について諮問をし、答申をいただいたところでございます。

同日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が美幌町で開催をされました。平成28年の要請活動の内容でありますとか日程等について協議をし、決定をいたしました。私からは、東藻琴地域で進めております地域振興施設の整備内容などについても説明を申し上げたところでございます。

10月5日、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。平成29年採用職員の1次合格者を決定したところでございます。大学卒業31人、高校卒業41人を決定させていただきました。

近年、受験者数の減少が課題となっているところでございます。

10月7日、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会が網走市で開催をされました。整備の中心が大空町となっているため、計画的な実施について網走開発建設部に要請したところでございます。

10月12日、全国道の駅連絡会総会が、釧路管内弟子屈町で開催をされ、出席をいたしました。今回は友好町であります氷川町の藤本町長とともに参加をさせていただきました。その中で大空町における道の駅の防災拠点化などについて発表させていただきましたところであります。

10月14日から15日は札幌に出向きまして、第11回道庁大空会に出席をいたしました。大空町のまちづくりについて説明をさせていただき、道職員としての協力などをお願いしたところでございます。

次に10月17日から19日は、札幌に出張をさせていただき、さまざまな会議

に出席をいたしました。一つといたしまして、国道 334 号道路整備促進地域連携会議意見交換会ということで、北海道開発局に対しまして、道路の整備要望をお願いしたところであります。このときに合せまして、地域振興施設の整備の状況、さらには道の駅への登録の考え方、そして、防災拠点としての活用などについても説明させていただいたところでございます。

北海道町村会政策懇談会にも出席をいたしました。総務建設分科会に私は参加をいたしまして、防災・減災対策の充実と鉄路存続に向けた北海道市町村の連携のあり方などについて、議論をさせていただきました。また、このときにありました講演は、前地方創生大臣の石破茂氏の講演でございまして、地方における産業起こしについて語られた内容でございました。

この機会をとらえまして、オホーツク町村会臨時総会を開催し、出席をしております。各種団体議員の選出を行なったり、さらには江東区との交流事業、そしてオホーツク町村公平委員会設置のあり方などについて協議をいたしました。

オホーツク圏活性化期成会として秋季要望も行ったところでございます。期成会として、北海道への今回は要望活動でございます。私は、建設経済班といたしまして、空港、バス、ＪＲなど交通関係のほか、道路、治水、空き家対策などの項目について、地域の課題を説明したところでございます。

11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。10月4日、表彰審査委員会で答申をいただいた方々18個人、2団体について表彰をさせていただいたところであります。

11月5日は、東京農業大学創立125周年記念及び東京農業大学オホーツク実学センター設立10周年の記念シンポジウムに参加をいたしました。地方創生会議と銘打って行われた会議におきましては、東京農業大学と係わりのある自治体が参加をいたしまして、意見交換が行われ、そこに参加をしました。

また、基調講演では、島根大学の富士山教授を講師に田園回帰、地元に仕事を取り戻すと題した提案があったところでございます。

11月7日は、北海道地域公共交通検討会議に出席するため、札幌へ出たところでございます。ＪＲ北海道問題において、北海道としての鉄路体系のあり方をまとめるため、ワーキングチームを設置するということについて了承をいたしました。

私からは、北海道の将来を考えた鉄道のあり方を共通認識として持つべきである。また、上下分離という形の中で、下の部分を沿線だけで維持するということは、経済的にも財政的にも困難であると、そのような発言をさせていただいたところでございます。

11月8日は、北網地区市町長会議が置戸町で開催をされました。出産時や結婚時の祝い金制度などについての意見交換のほか、交際費の金額、取り扱いなどについて情報交換をさせていただきました。交際費につきましては、過去の経緯であり

ますとか、それぞれの首長の考え方により取り扱いというものが非常に多岐にわたっている印象を受けたところでございます。また、この機会をとらえまして、置戸町立の図書館を見学させていただきました。

11月14日から18日にかけては、東京に出張をいたしましたところでございます。各種要望会議などに参加をしてございます。一つといたしまして、北海道酪農振興町村長会議中央要望に参加をいたしました。加工原料乳補給金の堅持、畜産クラスター事業の予算確保、指定生乳生産者団体制度の機能確保、自給飼料対策の推進など、農林水産省幹部に要請をしたところでございます。あわせて網走川中央地区中央要請活動にも参加をいたしました。美幌町長、網走川土地改良区理事長とともに、平成29年度採択に向けた要請を農林水産省幹部に対し行ったところでございます。

さらに、全国町村長大会に参加をいたしました。安倍総理、大島衆議院議長、伊達参議院議長など来賓を迎え、開催をされたところでございます。参議院の合区の解消、地方創生の推進、地方交付税の確保などを決議したところでございます。

あわせてこの機会に、オホーツク管内町村長江東区訪問研修にも参加をいたしました。東京23区との交流では、オホーツク管内は、東京の江東区と交流を進めることとなりました。山崎区長を表敬訪問し、深川江戸歴史資料館を見学、また豊洲市場やオリンピック、パラリンピックの競技場予定地などについては、車窓から見学をさせていただきました。そのほか、木材会館、シビックセンター、地域交流施設などを視察させていただいたところでございます。

また、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会として中央要望にも参加をいたしました。端野高野間の整備について、要請を行ったところでございます。石井国土交通大臣からは、計画段階評価に係る諮問会議を12月に開催する旨の発言がございまして、今までの要請活動が一步進んだ状況が出てきたと、そのように喜ばしい情報に感激したところでございます。

11月24日から25日にかけては、大空町の新しい高校づくり町民説明会を開催をし、参加出席をいたしましたところであります。6会場で開催し、参加者総数は76人でございました。理解をいただく声もございました。また、新しい体制の不安を語られる御意見もありました。また、母校を無くしてもらっては困るという声もあったところでございます。さまざまな御意見がありますけれども、参加者数がまだまだ少ないという印象を受けたところでございます。現在行っております町政懇談会ふれあいトークの中でも、この話題について、御説明をして皆さん方の御意見などを拾い上げている段階でございます。

12月2日は、オホーツク圏活性化期成会JＲ北海道問題に係る意見交換会が北見市で開催をされました。これは、オホーツク圏活性化期成会として、この問題にどのように対処するかということについての確認をするための会議でございました。

石北線、釧網線は、将来とも残すべき鉄道であるという確認、また管内全体として、他地域と連携して、ＪＲと対応することが必要である。維持には公的資金の投入が必要で新しい制度、仕組みづくりを検討していくべきであるということなどについて確認をしたところでございます。

１２月９日は、大空町総合教育会議を開催いたしました。町の総合計画のローリングに伴う投資的事業の変更でありますとか、教育推進計画の計画年次の見直しについてお諮りを申し上げ、了解をいただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第５ 一般質問

◇議 長 日程第５ 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

２番 田中裕之議員。

◇田中議員 皆さん改めましておはようございます。

私は、今回２点について質問します。

まず１点目、大成４区会館前の交差点の事故防止の対策についてであります。この交差点では、以前から交通事故が起きていまして、過去には、死亡事故が起きていますし、ここ最近では毎年事故が起きている状態でもあります。また、その際には地域の方も巻き込まれた事故も起きております。

大空町は、これからは観光客が増え、観光に力を入れ、観光客の入数を増やそうという計画ですが、そうしますと空港のある町として交通量も増え、この交差点を通る車が増えることも予想されますので、今にも増して事故が増えるのではないかと懸念されるところでもあります。

この交差点の事故の防止の対策につきましては、地元の自治会でも何度も信号機の設置や、また点滅灯の設置やさまざまな方策を町を通して公安委員会にお願いをしていただいたところではあります。残念ながら聞き入れていただけなかったのが現状であります。

町では、今年、１００万円の補正予算を組んでいただきまして、町としての対策を取っていただきましたが、どのような工事をしたのか、また、この交差点ではどうしてこのように事故が多いのかを検証しているのであればお聞かせをいただきたいと思ひますし、今後も新たな方策を考えているのであればお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、２点目、旧大成小学校体育館の今後の取り扱いについてですが、この体育

館につきましては、当時残されていた3地区、朝日地区、開陽地区、大成地区と順番にこの体育館を取り壊すということになっていましたが、国内的にも珍しいヒメヒナコウモリの営巣が確認されたことから、調査のために今でも残っている状態であります。

調査は、平成29年度で終了するというのですが、現在、ヒメヒナコウモリはどうなっているのか、また調査終了後は、体育館の取り扱いをどうするのかを検討されているのであれば伺いたいと思います。

以上、2点について質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員からは、2点にわたって一般質問をいただきました。御答弁を申し上げたいと存じます。

大成4会館前の交差点は、過去から交通事故が多発する交差点として北見公安委員会、網走警察署に交通安全施設の設置について要望をしまいいりました。

過去から多くの事故がありましたが、私の就任以降でも平成16年7月、一旦停止を無視した乗用車同士が出会い頭に衝突し、死者1名、負傷者2名という事故が発生しております。その後、平成21年7月、22年5月、23年6月、24年8月、26年5月、今年に入りまして、4月、7月と毎年のように、人身事故が発生しており、このほかにも物損事故も多数発生している交差点でございます。事故の原因は、一旦停止の無視によるものが最も多くなっているようでございます。

平成16年7月の死亡交通事故を踏まえまして、網走警察署、そして町の交通安全担当と道路の担当者が立ち会いで道路診断を行い、道路案内標識の移設等の対処を行っております。

交通安全施設の要望という点では、大成自治会からの要請もあり、信号機の設置を平成15年8月に網走警察署へ、さらに翌年の平成16年8月にも網走警察署へ、さらに26年7月には北見公安委員会、網走警察署へ再度重ねて要望しておりますけれども、公安委員会でも現地調査をした結果として、信号機を設置できる基準に満たないとの判断から、設置には至っていない状況でございます。

今年4月と7月に人身事故が続きました。信号機の設置要望が受け入れられていないことから、今回の要望では、女満別市街から美幌方面、美幌方面から女満別市街方面、こちらは一旦停止になっておりません。通称広域農道と言われるこの道路の両方向についても、一旦停止へ変更するという内容ではどうかということで要請を北見公安委員会、網走警察署に行ったところであります。しかしながら、北見公安委員会の現地調査の結果、これらも受け入れられていない状況でございます。

理由といたしましては、4方向全てを一旦停止にした場合、スムーズな車両の運

行を阻害するという理由だと伺っております。

北見公安委員会から今回、交差点付近の環境についての特段の指摘事項は、ございませんでした。しかし、町道を管理する観点から町といたしましては、交差点の路面表示であります一旦停止の表示、路面に描く表示、それからドット線、そして、段差をつけた表示、振動によって交差点があることを知らせるものなど、それらについて路面表示を塗り直したところでございます。

あわせまして、一旦停止標識と重なる道路案内標識、青い看板でありますけども、この場所を移設する工事を11月に行ったところでございます。

交通規制に係る標識や設備そのものは、町では設置することはできないということから、一番の原因である一旦停止の無視という人為的な要因が起らないように、運転者に注意を呼び掛ける対策をこれからも続けていく必要があると考えてございます。

現在、大空町は、来年の1月17日の交通死亡事故ゼロ2,500日の目標に向けて、町民の皆さんと関係団体の方々が一丸となって安全活動に取り組んでくださってございます。町も、こういったことを踏まえながら努力をしまいたいと思いますし、さらに今後も関係機関などにさまざまな点から要請活動も行っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、旧体育館の関係であります。

旧大成小学校体育館は、昭和32年に建てられまして、大成小学校が閉校した後は、自治会で利用されるということから一旦は残しましたが、老朽化が著しいということから、朝日、開陽の旧体育館とともに、年次計画をもって解体を進めることとしてまいりました。

しかしながら、ヒメヒナコウモリが営巣していることが発見され、コウモリを専門的に調査研究されている道東のコウモリ研究所の方が継続した調査を行いたいという意向から、解体を見送ってきた経過にございます。

ここで、ヒメヒナコウモリの概要について少し述べてみたいと思います。ヒメヒナコウモリはヨーロッパに分布する中型の食虫性コウモリでございます。道内では、平成14年に礼文島で発見されたのが初めてでございました。その後、3カ所で単独の個体として発見され、旧大成小学校体育館が5例目でございますが、営巣しているところは、日本で初めて観察されたものでございました。主食は蚊、蛾などであり、網走湖が近くにあることが生息の大きな要因ではないかと推測されております。

平成21年、旧大成小学校体育館でコウモリが発見され、専門家が調査を実施し、平成23年、ヒメヒナコウモリであることが確認されたところでございます。それ以降、平成28年まで毎年生息調査を実施しており、個体数については変動がございましたが、少ない年で80匹程度、多い年では160匹程度が観測されているとこ

ろでございます。

現在調査されている方からの報告では、調査は来年度で一応の区切りとする予定であると伺っているところであります。来年度の調査の区切りに合わせまして、自治会の皆様の意向も伺いながら、当初の予定でありました解体に向けて、協議したいものと考えているところでございます。

現在、町では、公共施設の更新、統廃合、長寿命化、財政負担の軽減と平準化、現状の把握と将来の見通しなど、公共施設の管理における基本的な考え方などについて、公共施設等総合管理計画の策定業務を委託し進めているところでございます。まだ策定途中ではございますが、旧大成小学校体育館は、建設してから59年を経過しております。計画の基準では、60年を経過した年度で建て替えが考えられますけれども、費用等を考慮いたしますと、供用廃止と位置づけすることが妥当ではないかと考えているところであります。

また、計画では民間への売却や用途転用なども、そういった有効な活用も検討するということが必要にはなりますけれども、現在の老朽化の度合いから判断いたしますと、解体することが最も望ましいのではないかと考えているところであります。

その時期になりましたら、地域の方々などとも改めて御相談をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜ればと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

標識の方を移動して見やすくしていただいたということは大変ありがたいことなんですけれども、実は先日、地元の方から、お金を掛けて対応していただいたということのお話をしたときに、どこを一体直したんだいという話が出まして、説明すると、そうなんだということだったので、地元とすると、やっぱりほとんど変わっていないっていう感じがしているのではないかと思いますし、また、地元の人が分からないということは、多分これからあそこを通る人も、ほとんど今までと変わらないのではないかなという感じがします。

それで、先日もあそこの道路を通ったんですが、交差点の大分前から一旦停止の標識が立っているんですが、それもただちょっと立っているだけで見落とすこともあるのかなという感じもしましたので、僕なりにちょっと考えて提案させていただきたいと思うのですが、例えば、止まれとかの看板の縁に、発光ダイオードで今は光るようにできると思いますので、止まれとか一旦停止とかをより運転していても目が行くようなものにするとか、今では電光掲示板で一旦停止とか出るものがあると思うので、例えば小さいやつもソーラーがあると思うんですが、また夜は蓄電もで

きるということで、当初の設置予算が掛るかもしれないですけど、後はそんなに掛からないで、そういうものが設置できれば、車を私も運転しているんですけど、やっぱりそういう固定された看板みたいなものより、そういうものにはやっぱり目が行くと思うんです。そうすると何だろうと思って、そっちに注意を引きつけて一旦停止なんだというものがあれば、今まで以上に注意をしていただけるのかなという感じがするんですけども、そういう方策というのはどうなんですか。

◇議 長 町長。

◇町 長 11月に工事をさせていただいた関係、特に道路面の表示というものを今回はさせていただいたところが多くございました。そんな意味では、雪が降った後ではなかなか町民の方にも、また通行される方にも伝わっていないという面もあるのではないかと思います。

この交差点については、地域の方々も何とか信号を、それでなくてもその他の方法でということで、さまざまな御提案をいただいております。先程申しましたように、網走警察署、また北見公安委員会、さまざまなところに要請しておりますけれども、なかなか私どもの要請の向きを聞き入れていただけないということで、非常にじくじたる思いを私もしてございます。ですので、今までいろいろ御提案があった中で、これは有効ではないかというものは、町としてさまざまな形で取り組んでいております。

今回の、例えば一時停止の逆三角形のところに電飾といいましょうか、そういうものをつけて見やすくする、注意を引きやすくするということもあるでしょうし、最近では車が通過したときに、対向車ありだとか速度落とせだとか、そういう表示もあるように、そういう感知式の中で、前方一旦停止ありとか、そういうものという御提案ではないかと思います。

お金の掛ることではもちろんありますけれども、まずはそのところを安全に通行してもらうということが大切になっておりますので、そういった対応についても、この冬の間は、ちょっと難しいかもしれませんが、考えてみたいと思います。

現在、あそこの交差点については、どのようにしていけば良いのかということで、私どもも悩んでおりますので、御提案の向きもぜひとも実現できるように、これが良いのではないかと思うことは、全て私はやりたいと、そのように考えておりますので、そういったことも検討の材料にして取り組めるように、予算などについても今後考えてまいりたいと思います。

御提案の向き大変ありがとうございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 今、町長からも前向きな答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

次、体育館のことについて、再質問させていただきたいと思いますが、このヒメヒナコウモリは、環境省のレッドリストにも載っていきまして、これは絶滅危惧種とかそういうものじゃないのですが、情報不足というところに載っていきまして、このレッドリストに載ると保護をしないといけないということに多分なと思うのですが、そうするとこの体育館、もし取り壊すというときに支障はないのか、ここをお聞きしたい。

◇議 長 町長。

◇町 長 環境省のレッドリストに現在は、載っていないようでございます。

環境省などがいろいろな生物などに調査をして、その保護が必要であるというようなことであれば、このレッドリストというものに掲載されると、そうしますとさまざまな形で保護が必要になってくると、そのように私も考えておりますけども、現時点では載っていないようでありますし、私どもが得ている情報では、このヒメヒナコウモリについて、確かに日本では珍しいコウモリとは言われておりますけれども、環境省自体が、まだ、そういったことに対する調査をしていないというような情報を受けてございます。

また、これは現在調査研究されている方からの御説明でございましたけれども、ここに先程言った網走湖などのそういう自然的な形態があると、もし体育館というその営巣の場所がなくなっても、直ちにそのことがこの場所からいなくなるということにもつながらないかもしれないと、別な営巣の場所を探しながら、この地域で生息をするということも、これも十分考えられることだと、そのようなお話も伺っております。

そうですので来年、一区切りが付かれるというときには、地域の方の御意向ももちろんでございますけれども、そういった学術的な調査研究の対象の分野からの御意見もいただきながら最終判断をすることが必要であると、そのようにも考えてございます。

いずれにいたしましても、来年度そういったことについて、考え方をしっかりとまとめていきたいと思っておりますので、そのときまた地域の方々の御意向などについても、伺ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、田中議員。

◇田中議員 今、レッドリストに載っていないっていう話だったのですが、僕が調べたところでは、レッドリストの情報不足、5種の中にこのヒメヒナコウモリの名前が出ていますのでちょっと聞かせていただきました。

この体育館、先程も言われているように建ってからかなり年数が経っているということで、耐震診断もできないと思うのですが、そうするとこの体育館は、建築基準法では危険建物ということになるのでしょうか。

◇議 長 佐薙建設課長。

◇建設課長 建築基準法上の取り扱いですので、私の方から御説明をさせていただきますと思います。

建築基準法で申しますところの大成の旧小学校の体育館の部分でございますけれども、耐震診断等は行われておりませんで、耐震性が確認されていない建築物ということにはなりますが、違法である等の取り扱いには、特にはなっていないということになっております。あくまで確認がされていないとしか建築基準法上では取り扱われないということとなります。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 もし、この体育館、取り壊しとなれば、だいたいどの位の予算が掛るかというのを前回、多分3地区それぞれ壊すということで予定をしていたと思うので、大体概算でその当時、どれ位掛るかというのが出ていれば教えていただきたいと思います。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 申し訳ございません。

建設課の方で試算はしたかと思いますが、ただいま資料を持ち合わせておりません。私の頭の中での数字でございますが、1,000万円程度かと想定しておるところでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 先程聞くのを忘れたのですが、体育館にトイレも併設されているのですが、それも含めた全部の金額で、大体1,000万円という金額でよろしいでしょうか。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 体育館の入り口部分に併設しておりますトイレ部分も含めて、その程度かと想定しております。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 今、1,000万円位、だいたい掛るのではないかという話だったのですが、大変大きな金額が掛るということで驚いているところなんです、町長も先程言われましたけれども、ヒメヒナコウモリの調査が終わり次第、取り壊す方向でということでしたので、実際、地域の方でも一体どうなっているんだという話が出てまして、地域の方では、多分、町の方から何か話しかけがあるんじゃないかと思っているところでありまして、もしかすると町の方では、自治会の方から何か話があるんじゃないかという、お互いが待っているという状態であるのかもしれないので、もしそういうことが決定をいたしました際には、町の方からでも、こういうふうにしたいという話をもう一度、自治会の方にしていただければ、有難いと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい、了解をいたしました。

もともとは町といたしましては、解体計画を持っていたところでございますが、先程言いましたようにヒメヒナコウモリの研究について、もう少し時間を欲しいという関係者の声、また議会の中での一般質問などもあり、町としてその状況を見守ることといたしました。

その中で、先程申し上げましたとおり、来年度で一区切りがつくということでございますので、それを受けて、町としてどのように考えるか、そのことについて、自治会に、私どもがまず動いて発端をつくってまいりたいと考えているところでございます。

また先程レッドリストに載るかどうかというか、レッドリストとして絶滅危惧種として保護していくかどうかというところまで、まだ載っていないということで、御理解を賜りたいと思ってございます。

その中でも、議員が言われましたように、まだ調査などについて十分ではないということから、そこまでの保護対象としての判断になっていない生物であるという解釈を私どもも持っているということでございます。

地域の方々の意向が云々ということももちろんありますけれども、その解体にお

ける考え方を一旦停止させたのは町でございますので、町の側から今後の考え方などについて、その中で改めて御意見を頂戴するという形を取りながら今後対応してまいりたいと思っております。

来年度はそういった動きになろうかと思っておりますけれども、その節は、また地域の方々の御参集などについて御配慮いただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

1番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 皆様おはようございます。

今年も残りわずかになり最後の定例会になりますが、通告に従い質問に移らせていただきたいと思います。

他の方と質問が重なるところがありましたら、お許しいただきたいと思います。

それでは、まず一つ目の質問ですが、不妊治療についてです。

現在、不妊に悩む夫婦は、約6組に1組と言われ、約50万人が何らかの不妊治療を受けていると言われております。日本産婦人科学会では、避妊せずに性生活を行っても、1年以上妊娠できない状態を不妊とする方針を2015年6月に発表しております。

その背景としては、女性の社会進出やライフスタイルの変化により晩婚化が進んだこともあり、晩婚で妊娠を望む場合、早期に不妊の診断を行って適切な治療を受ける必要があるからです。このことでもわかるように、妊娠には適齢期があります。妊娠に適した年齢は、一般的に20歳から34歳までと言われております。35歳を過ぎてからは、徐々に妊娠が難しくなり、卵子の老化が始まる35歳を過ぎると妊娠率は、急激に下がり始めます。そのため、不妊で悩まれている方は、早期に病院で検査を受けることを推奨しております。

不妊治療で最初に行われることは、妊娠しない原因を突きとめるための検査です。病院によって検査の種類はさまざまですが、女性の生理周期に合わせて必要なタ

イミングで検査が行われます。全ての検査が終わるまでには、早くても2カ月程度、一般的には6カ月程度の長期にわたります。費用は保険適用になるので、種類や病院によって多少の違いがありますが、高くても数万円程度です。

検査後の治療ですが、基本的な治療法は大きく分けてタイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精の四つがあります。タイミング法、人工授精の費用は、保険適用で高くても数万円程度ですが、体外受精、顕微授精は、高度不妊治療で費用は、医療保険適用外で20万円、50万円程度と高額になることもあります。

妊娠に至るまでの費用に個人差はありますが、ある記事では、不妊治療による妊娠までの平均治療費は、約140万円程掛るとも言われています。

現在、道や町にも助成がありますが、実際に不妊に悩まれている方の相談や病院などで治療を受けておられる方は、どのぐらいいるのか。また高額な費用が掛る不妊治療ですが、現在の助成で足りているのか、2点について町長よりを聞かせたいと思います。

続けて二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、鉄路の存続についてです。6月の定例会でも質問をさせていただきましたが、あえて再質問させていただきたいと思います。

新聞やテレビでも大きく取り上げられ、近隣の沿線自治体でも議会で質問や存続について要望意見などが上がっております。

このことの発端は、JR北海道が11月18日、在来線の総延長の約5割が維持困難な路線だと発表しました。その中には、オホーツクの大動脈である石北線も含まれています。

これを公表した理由としては、国から6,822億円の経営安定化資金が供用されていますが、高い利率での運用ができなくなったのと、安全化投資にも毎年350億円以上必要であり、今回、襲った台風被害の復旧費がさらに追い打ちをかけているためです。

今後JR北海道は、赤字軽減のため、沿線自治体と路線維持などの費用負担の協議を考えています。考えとしては、自治体が鉄道施設を保有する上下分離方式を軸に検討しているそうですが、沿線自治体の一つである大空町は、JR北海道よりどのような説明や協議、または期成会で今後どのように対応していくのか、町長よりお聞かせください。以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず1点目、不妊治療についてでございます。

国は、平成16年度から不妊治療を受けなければ妊娠の見込みがない、または少

ないと医師に診断され、不妊治療を受けた方に対しての治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を開始いたしました。

本町においては、少子化対策の一環として経済的負担の軽減を図ることが必要であると判断し、不妊治療費助成金交付要綱を定め、平成23年4月1日以降に受けられました不妊治療から助成を行ってきてございます。

私どもの町の内容でございますが、国、北海道は体外受精、顕微授精のみを対象としておりますが、それらに上乗せ補助を行うとともに、国、北海道において対象外となっております人工授精も助成対象とする内容でございます。

北海道では、本町を含めた107市町村が不妊治療に対し、何らかの支援措置を講じており、オホーツク管内では、18市町村のうち11市町が支援措置を講じてございます。

実績について申し上げたいと存じます。

町の実績でございますが、平成23年度2件、延べ3回の助成から始まりまして、平成24年度は2件2回、25年度は3件5回、26年度は5件10回、27年度は6件13回、そして今年度は4件7回、制度開始から今日まで11人の方に対して、延べ40回の助成を行っているところでございます。助成をさせていただいた11人の方のうち4人が出産をされております。2人が現在、妊娠中、1人の方が引き続き不妊治療をされているところでございます。

不妊治療に要する治療費について確認できる範囲で御説明申し上げます。

高度医療であります体外受精や顕微授精といった特定不妊治療は、医療内容や治療費に違いがございます。北海道が指定しているオホーツク管内の指定医療機関での1回の治療費は、約20万円から45万円、札幌市内の指定医療機関では、65万円と高額なところもございます。これらは、国と北海道から1回の治療につき15万円の助成金と町の助成金5万円、あわせまして20万円が助成されるところでございます。ただし、国、北海道の助成金につきましては、通算助成回数に制限があるため、回数を超えてしまった場合、町の助成金5万円しか支援を受けられないということとなります。治療費が高額である場合、多額の自己負担が生じている状況がございます。助成措置をさせていただいた特定不妊治療を実施された方の自己負担額を想定いたしますと、把握できるだけでも25万円から90万円程度になるものと思われます。

人工授精などの不妊治療は、1回当たりの費用が5,000円から1万円程度であるため、1年度当たり5万円を限度とする町の助成金でほぼ自己負担がなく対応できる状況かと思います。

町の助成につきましては、所得制限や年齢要件を設定しておりません。また、第1子以降の全ての子どもさんに対し、対象としております。助成回数についても1年度当たりの助成回数や額に制限はあっても、通算の助成回数や額に制限を設けて

いないという状況でございます。

日本産婦人科学会が報告した内容を見ますと、平成24年に国内の医療機関で約32万9,000回の体外受精が行われ、約3万8,000人の子どもが生まれたとのことでございます。総出生数は、約103万7,000人でありますので、3.7%となります。晩婚化に伴い、加齢による不妊に悩む方が増えていることが原因であるとされております。

不妊治療による出産率がまだそれほど高くない本町においても、避けて通ることのできない課題であると、そのように感じているところでございます。本町における20歳から39歳までの女性の人口が平成18年856人でありました。しかし、平成28年では555人と304人も減少してございます。平成25年度の合計特殊出生率1.71を今後も維持、増加させていくためには、子どもを産み育てやすい環境整備に取り組むことが必要であると、さらに、一層の負担軽減策を講じていくことが必要であるのではないかと考えているところでございます。

人口減少社会に歯止めをかける本町の総合戦略にも位置づけている施策でもあり、今後、そういった中での見直し、検討が必要かと、そのように受け止めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、鉄道の存続について申し上げたいと思います。

JR北海道は、11月18日、現状の鉄道輸送サービスを将来にわたり維持していくことは困難で、全路線の半分に当たる10路線13区間、約1,237キロメートルを見直す公表いたしました。オホーツク管内における石北線234キロメートル、釧網線166キロメートルの2路線が含まれ、JR単独では維持することができない線区であるとされております。利用者の減少、設備の老朽化に伴う対策や安全への巨額な投資など、現状のままでは鉄道サービスを維持するための費用が確保できないことが理由とされております。

昭和62年、国鉄の分割民営化により発足当初から赤字経営が見込まれ、経営安定基金6,822億円の運用益により、不足分を担う手法に頼ってまいりました。バブルの崩壊による低金利により運用益は、当初見込みの498億円の半分以上まで落ち込んでいる。平成28年では、226億円と言われております。これが、要因とされているところでございます。老朽著しい設備の改修など維持管理にも多大な費用が必要なほか、安全運航に必要な人員の確保も困難視されているところでございます。

JRは設備の見直しやスリム化、運賃の値上げによる利用者の応分負担、日常的に鉄道を利用してもらう利用促進策、運行と施設等を分ける上下分離方式などを対策案として示しております。しかしながら、これまでにどのような改善策を講じ、大原則である安全性の確保、経営の安定化、維持存続のために利用者や地域とどのように向き合ってきたかなど、甚だ疑問な点もございます。今後、協議をするとし

た場合、前提として、これらの情報開示も積極的に行っていただかなければならぬものと考えております。

北海道においては、運輸審議会があり、下部組織として総合的な交通体系を検討する地域公共交通検討会議が設置されております。このほど鉄道網のあり方を集中的に論議するため、有識者によるワーキングチームが設置をされました。来年1月中には、北海道における将来にわたる鉄道のあり方について、一定の方向性が示される予定であると伺っております。

当管内といたしましては、オホーツク圏活性化期成会において意見交換を行い、石北線、釧網線については、将来とも必要な路線であるという考え方を確認したところでございます。

ワーキングチームにおいても、そのような方向性が示されるものと確信しつつ、地域一丸となって存続に向けて取り組むこととしてございます。期成会の確認事項といたしまして、個別の市町村においてＪＲと協議をすることはせず、宗谷管内、上川管内、釧路管内など他の圏域との連携を強化して進めることにしてございます。

さらに駅所在の市町村だけではなく、オホーツク管内全体の課題と受け止めているため、協議する場合には、活性化期成会を窓口として全体で対処することを確認したところでございます。

鉄路は、地域の暮らしを支える移動手段であるほか、農産物の輸送など地域産業においても欠かすことができません。石北線は道央圏等を結ぶ重要な幹線であります。釧網線については、観光路線としての人気も根強くございます。２路線とも、道内の主要な路線、さらには道内を周遊できる環境を維持するためにも必要であるものと考えているところでございます。他の自治体などとも連携し、鉄路の存続に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

ＪＲが上下分離方式などのことについて、盛んに提案をしておりますが、実態は詳しくわかっておりません。一般論でいいますと、列車の運行を支える上の部分、これをＪＲ側が担い、線路や駅などの設備、下の部分を自治体が負担をするという仕組みかと思えますが、具体的な説明はございません。また、その手法や掛る経費なども一切は提示されておられません。もし多額な財政負担を求められるということであれば、受け入れられるものではないと、そのような認識を持っているところでございます。

そのほか、考え方などなどについてもございますけれども、以上で１回目の御答弁とさせていただきますと存じます。

◇議 長 １番 上地議員。

◇上地議員 不妊治療について、再度お聞きします。

不妊治療については、特定不妊治療を受けられる機関は、北見2カ所、北見レディースクリニックと中村記念愛成病院だったと思います。

このホームページで治療費の簡単な説明があったんですが、人工授精は同じく1万800円。採卵胚培養も同じく5万4,000円程度だったと思います。顕微授精についても、4個以下についても、同じく3万2,400円。4個以上は、片方の病院でありますけど、5万4,000円と宿泊代1万2,000円と記載されておりました。

平成23年度から3年9カ月の間に不妊治療を受けて生まれた方が、約380名くらい、ホームページで出ておりました。ある記事では、体外受精で30人に1人は生まれているのではないかという記事もありました。1クラスに1人くらいの割合になるのですが、先程、道の補助のことも言われましたけど、初回は30万円、次回は15万円で、40歳未満は、6回受けられると思いました。43歳未満の方は、3回に減り、43歳以上の方は、助成の対象外になると思います。

やはり先程言っているように晩婚化が進んでいる中で、今は結構話題になっているのは、1人目は妊娠されて出産されたんですけど、2人目不妊症っていうものが今あるようで、やはりそういう方は2人目になると、歳がどうしても高齢になる傾向が強いと思います。

実際、共働き世帯も多く、収入の減っている中、経済的に諦めている方も多いと思うんです。

先程、町長の説明でもあったように、高額な場合、平均で上が90万円程度で説明を受けて、件数としても増えてきており、とりあえず40件ほど助成したっていうことを言っておりました。毎年度5、6件くらい平均的に受けていると思うんですが、やはり金額に対して、町の助成5万円を合わせてもなかなか足りてない現状が、町長の説明からもありました。

私はやはりもう少し助成をしないと、経済的に所得が下がっている中、大変ではないのかなと思ひまして、少子化にすごく力を入れているのはわかっているんですが、やはり、ほかの自治体より少し、頭一つ抜けてやるぐらいじゃないと移住・定住につながらないんじゃないかと、やっぱり若い人を呼び込む、または、そういう人に門戸を開くっていうのも大事な移住・定住策だと思うのですか。このことについて。

◇議 長 町長。

◇町 長 先程申しましたとおり、この不妊治療の助成というのは、私どもの町の人口減に歯止めをかけるための総合戦略にも、位置づけている政策でございます。後程、担当から具体的に、今回の町が助成をさせていただいた女性の方の例えば

平均年齢、また最高年齢とか、どれぐらいの年齢の方がいるとか、さらには1子目の方もしくは2子目の方、そのあたりの細かなところは、担当から少し話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今の土地議員が言われたとおりかと思っております。そういった意味では、必要とされている方がどの程度いらっしゃるかという把握も十分ではないという気もいたしますし、助成額がどの程度であれば良いのかと、ほかのところを見ますと所得の制限や年齢を制限、回数など、いろんな助成対象の要件というものを持ちながら取り組んでいるところがあります。そういったものをどのようにとらえて、この施策の効果というものが最大限発揮できるのかということについて、もう一度、先程言ったように見直しを図ってみたいと、そのように考えます。

ただ私が思っておりますのは、妊娠とか出産というものは、当事者の方々がさまざまな理解を深めながら、そして御努力もしながら、結果として授かるというそういう概念を私は持っております、そのことなしではやはり考えられないのではないかと考えてございます。

不妊の治療は、今回私が説明したもののほか、議員が言われたように、保険適用となる、タイミング療法というようなものもございます。

また、それぞれ御自身でいろいろな努力をされている方もいらっしゃるのではないかと、町として、町の立場というのは、それらの方々としっかりと経済面や、いろんな相談面、そういったところでサポートしていく、応援していく立場であるのではないかと、そのように考えております。

不妊治療の内容というのは療法によって、負担が大きく異なります。先程言ったタイミング療法は、保険適用内ですし、人口授精などについては、5,000円から1万円程度と、さらに体外受精や顕微授精なりますと、場所によってもですが、非常に高額になるという状況がございます。

全てを例えば全額、各種制限なしというようなことであれば当然、それに組み合うという方々は喜ばれるかもしれませんが、先程言ったように、そうであるということであれば、妊娠出産というものは何かというような、そういう安易にとらえてしまうのではないかと、ちょっと言葉が十分説明できない感じですが、何でもかんでも全部、町が持ちますということになると、そういう安易にとらえられてしまうのではないかと、そういう心配とか不安というものがまだ私の中にはあります。

ただ、先程、議員が言われましたとおりでありますので、現状の今の制度があります。そこを基本にしながら拡充をするということで、町として応援する、その仕組みといたしましうか、態度というものを示していくということを考えてみたいと、そのように考えているところでございます。

結果としてそのことが、大空町は子どもを産み、育てやすい地域だと理解をい

ただけるところにつながっていくのではないかと、そのように考えておりますので、今回の御指摘を参考とさせていただきながら、内容などの見直しについて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 松川福祉課参事。

◇福祉課参事 不妊治療の助成の実施状況について、もう少し詳しく御説明させていただきたいと思います。

先程、町長が説明いたしましたように、大空町につきましては、平成23年度から11人の方に対して、人工授精そして特定不妊治療を合わせて40回の助成を行ってきてございます。

不妊治療を行われた方の年齢等で言いますと、1番若い方では33歳から上の方では43歳の方まで、助成を受けられている状況になっております。

そのうち6組の方が出産、あるいは現在妊娠中も含めていらっしゃいますけれども、そのうち3組につきましては、第1子のお産、あるいは出産予定となっております、残り3組につきましては、第2子目の出産、あるいは出産予定の状況となっております。

人工授精につきましては、

やはり5,000円から1万円程度の1回当りの費用が掛っておりますけれども、人工授精につきましては、大体1回の治療で5回から6回、7回と行いますので、それ掛ける5,000円あるいは1万円、そういった金額が掛ってきてございます。

また、特定不妊治療につきましては、北見にありますレディース、中村記念病院、こちらの方で行いますと、20万円から40万円の費用が掛っておりますが、助成をした実績の中では、札幌の病院で受けられている方がおります。この方につきましては、1回当たりの治療費は40万円から60万円と高額になっておりますので、そのようなことも含めながら、いろいろと対応してまいりたいと考えております。

また出産までに至った経緯で見ますと、やはり特定不妊治療を行って妊娠、出産された方もおりますけれども、逆に特定不妊治療を止めて、人工授精に切り替えて生まれたという方もいらっしゃいます、なかなか一概に、こういった形の治療が良いのかということが言えないところではありますけれども、今後とも助成の方を継続してまいりながら、人口増に向けた取り組みとして行ってまいりたいと思います。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 説明いただきありがとうございます。

今後、拡大も含めて検討していただくということなので、ぜひやっていただきたい

いのと、あと先程言ったように、近隣の市町村の網走市、小清水町、北見市も回数や制限などがありますけど、同じく5万円程度助成をしているので、やはり、近隣自治体より少し頭を抜けてやるぐらいの覚悟を持って助成拡大に努めていただきたいなと思います。

予算については、もうこれで終了したいと思うのですが、もう一つは、都市部に比べて、私を含めてであります、住民の不妊治療への理解が不足しているような感じがします。

不妊治療をするには、やはり周りの支援や理解が必要だと思います。中には、仕事が終わってから、冬季ですと道も悪い中、治療に行く方もいると思います。その場合、早退または休暇など、体調不良などで休まれる場合もあると思います。

やはり住民の方を含めて、もう少し理解の周知に努めていただいた方がよいのかなと、これから、先程言ったように件数は増えてくるんじゃないかと思いますので、ぜひ周知とかに努めていただきたいと思います。これについてお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 今まででと言いましょ、私どもが直接町民の方から御相談を受けるのは、保健師などが多いかと思います。ただ、不妊でお悩みの方は、どちらかというとまず専門の医師の方に相談をするというところからスタートされるようでございまして、保健師への相談というのは、実質実績とすれば、まだ2件程度しかなかったという状況であります。

さらに町がこういったことについて積極的に取り組んでいるということのPRも、なかなか十分できていなかったのではないかと反省もしてございます。生活安心ガイドブックに町の助成制度などを載せたり、ホームページにも載せております。さらに総合戦略の冊子などにも掲載もいたしておりますし、また、専門医師であります北見の医療機関などにも町の制度などについてお伝えをし、そこに相談行った方などについては、そこから逆に町に対して助成の制度だとか相談など、そういう形式をとらせていただいております。

ただ、全体的に当事者の方々が、どちらかというと秘密裏にそのことをというような意識を持たれている方もいらっしゃる、正直そういった中で保健師としても、どの程度までそのことについて関われば良いのかというか、情報を出して御相談に乗れば良いのか、正直大分悩んでいるようでございます。

ただ一般論としての周知、理解は、そういうものというのは、広く浸透させていかなければならないものと考えてございます。あわせて町の制度のPRもできれば、さらに有難いと思っておりますので、そういう視点も大切にしながら、さまざまな機会をとらえて紹介をしたり、理解を深める活動にもこれから努力をさせていただきます。

きたいと、そのことが結果として御利用いただくところにつながるのではないかと思いますので、そういう努力もこれからはさせていただきたいと思いますので、御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 一つ目の不妊治療については、これからもぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

1 点目の質問は終わりますが、2 点目の鉄路の存続について再度お聞きしたいと思います。

お聞きというか、願いの的なこともあるのですが、石北線については、新旭川、網走間 234 キロあります。芋とタマネギの収穫期には、臨時列車を 1 日 1 往復運行していると思います。農産物の輸送では、年間約 30 万トン以上、オホーツクから旭川、札幌の都市に送り出す重要な役割を果たしております。

廃線になった場合、もしほかの代替えトラックで輸送する場合には、とてもじゃなくて、トラックだけではなく、それを運転する方がいないということで代替えは難しいという意見も、新聞の記事とかでも出ています。

私はやはり重要な石北線については、ぜひこれからも国の支援の再構築はもちろんですが、道にも地域の交通網がどうあるべきなのかということを描いていただかなければいけないと思っております。

我が町も沿線自治体もそうではありますが、確かに人口減、車社会で利用客は減っているというのはあるのですが、やはり利用促進を住民にも危機意識を持っていたいて利用していただく、もしくは町が何だかんだ、こういうこともなんですけどイベントなども含めて、再度 J R に光を当てる、列車に光を当てるということも大事ではないのかなと思います。

確かに J R は、安全投資については怠っていた面が、今表面化してきたのもありますけど、やはり自治体としても利用を促進することをしていかなければいけないと思います。この点について、お願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 本日の北海道新聞だったかと思いますが、ワーキンググループでの議論の方向性が出ておりました。

今回いろいろ、その J R 単独では維持することが困難とされた路線の将来的な考え方、それぞれの路線によってと言いましょ、特徴もあるのではないかなということも言われておりますし、北海道として将来残す線区として残す意味合いという

ものも、いろいろと書かれておりました。

その中では、単に交通の足としての旅客というところもありますし、産業分野での貨物の輸送ということもあるだろう、また観光面などにおけるその活用の仕方、さらには防災でありますとか、昨今のロシアとの関係などを考えるときに、そういったところに結びつく線区というものもあるのではないかと、そのようなさまざまな観点から、将来の北海道における鉄道のあり方を議論していただいているものと思っております。

私が思っておりますのは、それぞれ国、北海道、ＪＲ、さらには地元の市町村、今回のことを契機に、それぞれが考えたり行動しなければならないのではないかと考えております。ひとつ国に対してでございますけれども、国鉄の分割民営化、これがなされたわけでありまして、その結果としての総括といいたうでしょうか、検証というものをまずしっかりと行っていただきたい。

当初考えられていた経営のあり方というものが現実的には至っていないと、そこに何が原因にあったのかと、どうあるべきだったのかという検証がまず必要ではないかと。

その上で、北海道におけるその鉄道の安全性を確保するための財政的な支援も国に求めていくべきではないかと思っておりますし、国にはぜひお願いをしたいと思っております。

また、北海道においては、各種会議がございまして、その議論により、将来とも必要な鉄路はどこなのかと、また、先程私が言いましたように各路線には、どのようなことを期待するのか、そういう方向性をいち早く出していただきたいと、合わせて、その国の支援を受けるための仕組みづくり、公的資金を結果的には投入して欲しいということでもありますので、そういったことをするためには、どのような条件整備、支援体制が必要なのかというものの提案をしていくべきではないかと、当然ここには私ども市町村も関わって行かなければならないものと思っております。

また、ＪＲに対しましては、先程、情報の開示ということをお話し申し上げましたけれども、ＪＲは、私どもに協議させて欲しいということだけを言っておりますけれども、その前提といたしまして、現在、老朽化施設がさまざまあるわけでありまして、それらを整備するとすれば、毎年時約３００億円とは言っておりますけれども、総額で一体どの程度の費用が掛るのか。時間はどの程度かかるのか。

その他私鉄などを見ても、旅客だけで収益を十分確保しているところはありません。ＪＲ九州などにおいては、本業の鉄道業のほかに、さまざまな事業を展開しながら収益を上げておりますので、北海道においても鉄道以外の収益事業というものは考えられないのかと、その可能性についても聞いてみたいと思っておりますし、さらに、今回いろいろな設備の見直しやスリム化、運賃の値上げ、利用促進をお願いしたいと、そういう案を示しておりますけれども、一体それらはどういった、どの程

度の効果を期待されているのか、また上下分離と言われておりますけれども、一般論しか私ども、まだ承知しておりません。

具体的にはどこをどういった形で区分したいというふうに考えているのか。さらには下の部分をほかに任せるとは言いながら、管理をするノウハウも無いわけがありますので、その管理体制も一体どのように考えているのか。お聞きしたいことは山ほどありますので、そういったことをまず、つまびらかにして欲しいということをお願いをしていきたいと思います。

また、町や地域といたしましても、今のまま全て同じ状況で、完全に維持できるということではないと思いますので、ではスリム化をということで言われたときに、町としてはどこまでそのことに対して対応ができるのか、譲れるのか、いろんなことを考えておく必要もあるだろうと思っております。

また、私どもの町の女満別駅は、駅舎と図書館とを併設している合築の施設でもあります。そんな中で、その施設の管理を考えたときに、町とすればどこまで応援ができるのだろうか、そういうことも考えていかなければなりませんし、最後になりましたけれども、議員が言われましたような、その利用促進策、私どもの町に空港があるからといって鉄道が無くて良いというわけではありません。ここもやはりいろんな意味で、皆さんに使っていただかなければならないので、地元とすればそういった利用促進もいろいろな機会をとらえて、ただ乗ってただけではなくて、工夫をしながら、観光的にとかイベント的にとか、そういう中で親しみを持ってもらえるような、そこも町としても、地域としても努力して行かなければならないものと思っております。

今回の課題については、どこか一つの組織や自治体が頑張れば良いというものではなくて、ＪＲもまた町も北海道も国も、皆がそれぞれの立場、役割を認識しながら努力するということでの解決の道しかないのではないかと、そのように思っているところでございます。

少しちょっと力入れて話しましたけれども、利用促進策についても、今言われたように必要なことだと、そのように考えておりますので、今後のＪＲの出方云々のことだけではなくて、それはそれとしながらも地域として、まずできることは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 １番 上地議員。

◇上地議員 最後、質問というよりお願いと期待を含めてであります、町長が言われたように、確かに旅客は少なく輸送密度が２，０００人未満の区間であります石北線は。けれど町長が言われたように、物流、観光も含めて、本当に大事な路線なんだと、そして実際に駅とか、線路が廃止になったところの住民の方が言うように、

ある意味、歴史と文化が詰まっているんだっていうことも言っていました。

だから私はぜひ鉄路の存続については、町長はすごくやられているのはわかるんですが、新聞とかにも町長の意見とか、出たりしているので、多分、委員会とかでも発言をしたり、質問をしたりといろいろな頑張られているのだなというのが記事でもわかりました。ですが石北線については、期成会の関係もありますが、絶対に譲らない、無くさないで残す。これを一つ大事に考えて行動していただければと思います。これからも頑張ってください。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもの町の女満別の地域でありますけれども、鉄道が走ったのは大正元年でしょうか。町史によりますと網走から北見野付牛へ向かうときには、網走湖の西岸を通るルートも検討されていたようでございます。そんな中で、当時の女満別の地域の方々、さらには美幌地域の方々などの運動によって網走湖の東側のルートを走って、現在のルートになったと言われております。そこを中心に、町が発展してきました。そういった歴史的な経過、思いも深いものがあると思います。また、現在は、現在として、いろいろな思いがそこに詰まっていると思います。

また、今回、石北線や釧網線をとらえながら、それはオホーツク管内や、上川管内、さらには釧路、根室管内の一部の地域のここのようにとらえている風潮がありますけれども、鉄道を利用される方は、私どもの地域の方だけではない。札幌の方がオホーツクに来られるときに使う、そう考えると、どこの路線であっても北海道全体の課題ではないかと私は考えております。決して一部地域の問題ではないと考えております。

また、バス転換などの話について一部提案のある地域もあるようでございますが、先程言われましたように、石北線は234キロメートル、釧網線は166キロメートル、非常に長大路線で道内の動脈でもあると思います。また、釧網線と石北線がつながってこそ初めて北海道を周遊できる鉄路というものが存続するということがあります。これを絶対無くしてはいけないと、そのように考えているところでございますので、この路線については、私どもバス転換とか、そういうようなことでの対案を考えることは、毛頭持っていないということでございます。

今後も、いろいろな機会があろうかと思っておりますけれども、そういったことをしっかりと受けとめながら対処してまいりたいと思っておりますので、これからも応援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

次に、7番 齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇**齋藤議員** 今年も残り１０日ほどになりましたが、来年こそ平穩無事を願うところ
であります。また、妻が亡くなり半年以上が経ちました。皆様方には大変お世話に
なりました。この場をお借りして、改めてお礼を述べたいと思います。

平成２８年第４回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大項目として、１点目、高齢ドライバーの運転免許自主返納についてです。

高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化していますが、高齢化による運転能
力や判断能力の低下が交通事故発生の要因となっていると言われております。

美幌町では、６５歳以上の方を対象に２万円を上限とするバス回数券やタクシー
利用券を助成する高齢者等運転免許自主返納支援事業に取り組まれております。高
齢ドライバーの心情に配慮しつつ、自ら、あるいは家族の方が交通事故を起こす前
に、運転免許証の返納の決断ができるような環境づくり、きっかけづくりが必要で
はないかと考えますが、返納支援制度について伺いたいと思います。

大項目の２点目、町内の廃屋対策についてです。

空家等対策推進に関する特別措置法が平成２７年５月から完全施行となっており
ますが、この法律では、空き家対策についてさまざまな内容が定められております。

個人資産である住宅など勝手に触れることが難しい中、一方では老朽化がどんど
ん進むことにより、美観上の環境、倒壊、飛散による近隣住宅などへの影響が大き
いと考えられますが、町内の廃屋の現状や今後の対策などについて伺います。

大項目として３点目、１８歳選挙権についてです。

選挙権の年齢が７０年ぶりに改正され、従来の２０歳以上から１８歳以上に引き
下げた改正公職選挙法が平成２７年６月から施行となり、今年の夏の参議院選から
対象となりましたが、本町の選挙結果の分析、今後の課題について伺いたいと思
います。

以上、町長と選挙管理委員会委員長に答弁をお願いし、１回目の質問とさせて
いただきます。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 齋藤議員の一般質問に、私からは２点について御答弁を申し上げたい
と存じます。

平成２７年の北海道の交通事故の状況でございますが、総件数１万１，１２３件、
死亡が１７７人、負傷者は１万３，１１７人でございます。

そのうち、６５歳以上の方の発生件数は２，５４１件、事故全体の２３％、死亡
者数は９６人、全体の５４％、負傷者は１，７７４人、全体の１４％を占めており

ます。

平成28年1月から11月までの事故状況を見ますと65歳以上の方の事故は、全体の22%、死亡者数は全体の53%、負傷者数は全体の13%とほぼ前年と同様の傾向を示してございます。

大空町では、平成27年事故発生件数は7件、負傷者が7人でございます。28年11月末までは、事故発生件数6件、負傷者が7人でございますが、いずれの年度におきましても、65歳以上の方の事故はゼロ、負傷者もゼロでございます。

最近では、高齢者の方が運転する車の操作ミスと思われる事故が全国で相次いでおり、報道されております。このため高齢者の運転に関する注目度も高くなっている現状があらうかと思えます。免許証の自主返納ということの是非や仕組みづくりが議論されるようになってきていると思えます。

公安委員会では、75歳以上の免許所有者に対して、更新時に記憶力や判断力といった医師による認知機能検査を義務づけております。さらに、新しく違反をしたときも認知機能検査を実施することが追加されました。認知症と医師が診断した場合は、免許停止や取り消しなど、事故防止策が強化されたところでございます。

昨年、道内で3回以上事故を起こした65歳以上の高齢者に対し指導を行った人数が218人でございますが、このうち免許証を自主返納された方は、7人ございました。やはり生活の中で車の利用が欠かせないという地域事情も影響しているように思われます。

本町では、高齢者の移動支援をする対策として、スクールバスの混乗のほか、福祉タクシー券、外出支援タクシー券の制度を設けております。75歳以上の方、障害のある方などを対象として、初乗り運賃を助成する福祉タクシー券を年間9枚、非課税世帯の方は18枚、初乗り運賃を超え5,000円までを助成する外出支援タクシー券を4枚、非課税世帯の方は8枚を交付し、高齢者の外出機会の創出、生きがいづくりや買い物、通院などに活用いただけるようにしてございます。免許証の自主返納対策として明確に標榜はしておりませんが、高齢者の皆さんの移動を支援させていただき、結果として自主返納に至る環境となれば、有難いと思っています。

交通安全という側面からは、交通安全防犯推進委員会、交通安全協会、交通指導員など関係団体とともに、地域活動を推進し、町内における交通死亡事故ゼロは、昨年9月で2,000日に達し、年明け1月17日、2,500日という目標に向けて、現在、取り組んでいるところでございます。

高齢者大学でありますとか、地域の老人クラブなどに対して交通安全協会から、夜光反射材の配布をいただいたり、オホーツク自動車学校の協力により、高齢者の冬道安全運転講習会を開催したり、また、交通安全推進員による地域高齢者クラブでの講話や交通安全普及のDVD観賞、安全のしおりの配布など、高齢者が事故を

起こさない、事故に遭わないような、そんな啓発活動に努めているところでございます。

美幌町では、運転免許証の自主返納に対し、65歳以上の高齢者2万円を上限とするバス回数券やタクシー券の支給を始めたと同っております。このほかにもバス券との引き換え、身分証明書としてのカードの無料配布など、高齢者の運転免許の自主返納を促進させようとする取り組みが各地で始まってきている現状も承知してございます。

外出支援タクシーを制度化する際に、免許証の自主返納の措置も組み入れてはどうかと、私も提案をいたしました。そうしましたら、返納したら上げるとか増やすとかそういう発想を最初から持ち出すのではなくて、まずは外出を支援し、結果として免許証が無くても不便を余り感じないと、そんな環境をつくるのが行政の役割ではないかと、そのように職員にいさめられたということがございました。

現状の制度は、まだまだ十分普及しておりません。浸透していないと、そのようにも感じております。周知や改善により、当初の目標、目的を達成できるように、努力をさせていただきたいと、そのことでの交通安全対策などにもつなげて行きたいと考えているところでございます。

次に、空き家対策でございます。

空き家の問題は、全国的に大きな社会問題となっております。空き家の所有者等が地元から離れ、適正な管理ができずに荒廃が進み、景観を損ねる、また屋根の飛散や建物の倒壊等による周辺への危険性もあります。防犯上からも、住民に不安を与えるものでもあります。

平成27年施行されました空き家等特別措置法では、所有者などに空き家等の適切な管理、市町村の必要な措置や調査、特定空き家についての行政代執行を規定してございます。

本町の空き家は、120件、しかし今後もその数は、増えることと予想しております。平成26年度から廃屋等解体撤去補助金制度を創設し、26年度は7件、27年度11件、28年度14件、この制度を活用され廃屋の解体が進んできております。

空き家の管理は、所有者や固定資産税の納税管理人、法定相続人等が管理をしなければなりません。が、町外在住者も多く、問題意識を持たれなかったり経済的な理由、相続関係などから適正な管理がされていないこともあり、空き家が荒廃していく要因でございます。

この制度によって負担が軽減され、経済的理由から解体を躊躇されていた一部の方々が御利用いただき、危険な廃屋の処理につながったものと受けとめているところであります。これまでも廃棄物の処理及び清掃に関する条例により空き地や空き家の所有者等に対し、適正な管理をお願いしてきております。管理が不十分な空き

家の所有者等に対し、適正な管理を行うよう文書による指導や直接連絡をして対応してございます。このほか町では、平成20年度から空き家等情報登録制度、住み替え促進事業により住宅を求める方への情報提供と助成を行うなど、空き家の利活用にも取り組んでおります。

私が思いますに、一つには空き家は、住み替えにより活用する。二つ目としては廃屋にさせないため、適正な管理を指導する。そして三つ目として、廃屋となってしまったものについては、助成により解体を進める。各制度、条例、先程言いましたそれぞれのものは、一連のものと考えているところでございます。

今年8月でございますけれども、台風7号の影響で女満別市街地区において、3件の廃屋の屋根が飛散をいたしました。条例に基づき指導1件、勧告2件、いずれも状況写真を添付いたしまして、文書通知と電話による相談も行っていました。さらに、10月4日の強風で、勧告をいたしました2件の廃屋の屋根トタン、また壁が飛散し、周辺への危険回避のために町が飛散防止策を講じてございます。

条例により指導通知をした1件につきましては、協議を重ねておりました結果、補助金を活用して解体工事の要望がございましたので、本定例会に補助金の補正をお願いしているところでございます。また、残り2件につきましても、交渉を進めている状況でございます。

法律では、行政代執行が行われることになっておりますけれども、しかしながら、所有者や相続、納税管理人、町外者や高齢の方、家屋と土地の所有者が異なる場合など様々な所有形態があり、課題を複雑にしております。さらに、行政代執行の経費は結果として所有者や権利者へ請求することとなりますけれども、支払いの能力の有無という課題が残ります。

助成措置を講じていてもなかなか解体できない方、解体をしない方、そういった方々が本当にその解体経費を支払うことができるのかと、そのような課題が残りますし、もし解体をしたということであれば、家屋が無くなりますけれども、土地の権利はそのままでございます。その後の土地としての荒廃を心配するところもございます。そうなれば、建物が無くなって、今度は土地について、また荒廃状況を心配しなければならないということもございます。

そして、町民の方の、これ意識でございますけれども、廃屋化してしまえば最終的には町が壊してくれると、そういう安易な発想にひょっとしてつながっていくのではないかと、その不安もございます。そういったもろもろのことが全国的に、やはり法律が施行されましたけれども、なかなか行政代執行までに至っていないという現状があるのではないかと考えてございます。

私自身もそのような実情から、なかなか行政代執行まで踏み込めるかどうかという判断ができずにあります。町民の方々の御意見なども伺いながら、今後、法律に基づいて対応することも検討してみたいと思っておりますので、そういった点から

御指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

以上、1 回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 高橋選挙管理委員会委員長。

◇選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会委員長の高橋でございます。

齋藤議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために、平成 27 年 6 月 19 日に公職選挙法等の一部を改正する法律が公布されました。

改正の内容は、選挙権を有する者の年齢について、年齢満 20 年以上から、年齢満 18 年以上に改められたところでございます。この法律の公布の日から 1 年を経過した日以降に行われる選挙より適応されることから、平成 28 年 7 月 10 日執行の第 24 回参議院議員通常選挙において、初めて適応されたところであります。

町選挙管理委員会としましては、町広報紙に掲載するとともに、新たに選挙権を有することとなった 18 歳及び 19 歳の方に対し、参議院議員選挙投票所入場券と選挙啓発パンフレットを同封し、選挙啓発を行ったところでございます。

しかしながら、大空町における 10 代の投票率は、31.91%と全道平均の 43.38%及びオホーツク管内平均の 32.65%を下回る結果となったところでございます。

町選挙管理委員会としましては、今回の選挙結果を踏まえ、20 代を含めた若年層の投票率の向上を今後の課題ととらえ、選挙啓発活動について再検討を行い、投票率の向上になお一層取り組んでまいりたいと思います。

具体的な内容につきましては、この後、事務局長から答弁いたさせますので、よろしくをお願いを申し上げます。

◇議 長 熊谷選挙管理委員会事務局長。

◇選挙管理委員会事務局長 ただいま選挙管理委員会委員長から齋藤議員への御答弁を申し上げましたが、私からも引き続き御答弁を申し上げたいと存じます。

本年 7 月 10 日執行の第 24 回参議院議員通常選挙から選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられました。国においては、周知ポスターを作成するとともに総務省と文部科学省の連携により高校生向け教材を作成し、授業に取り入れられました。また、北海道においては、道内の高等学校を対象に選挙啓発出前講座が実施されたところであります。

町選挙管理委員会としましては、今回の選挙の執行に際し、町広報紙への掲載をするとともに、18 歳及び 19 歳の方を対象に参議院議員選挙投票場入場券とともに

に選挙啓発パンフレットを同封し、選挙啓発を行ったところでございます。

また、今回の選挙から投票日当日の4投票所の全てに電算受付処理を導入することにより、年代別投票率の集計が可能となったところでございます。今回の選挙の年代別投票状況を見ますと、10代の投票率31.91%と20代の投票率44.14%が大空町の投票率61.57%を大きく下回っている状況となっております。

今後さらに分析を進め、啓発活動の再検討を行い、投票率の向上になお一層取り組んでまいりたいと思います。

以上、申し上げまして御答弁とさせていただきます。

◇議 長 齋藤宏司議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時とします。

(休憩 午後00時04分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

5番 品田好博議員から早退する旨、届け出がありました。

ただいまの出席議員は、10名であります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

なお、5番 品田好博議員は、会議録署名議員となっておりますので、替わって7番、齋藤宏司議員を指名いたします。

日程第5 齋藤宏司議員の一般質問を続けます。

7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 それでは、高齢ドライバーのことについて、先に質問したいと思います。

高齢とか、なかなか言いづらい言葉でもありますけれども、特に最近、顕著にこういう事故が目立っておりますけれども、町長もふれあいトークの中でいろんな場所に出向くと思うんですけども、実際、私もこの質問する前に10人ほどいろんな方と話してみました。2人だけの世帯、またひとり暮らしの老人世帯、また家族のい

る世帯、そういう人を選んでいろいろ話を聞かせていただいたんですけれども、本当に大都会に住んでいるなら自主返納、良いでしょう。ただ、こういう交通の便の悪い所で住んでいると、どうしても買い物に行くのも大変なんです車がないと、確かに判断力も鈍って来ていますけれども、どうしても車が必要なんですよねという意見が本当に多いんです。

その中で逆に共済の関係の担当者にも、最近の大空町の事故を聞いてみましたが、最近あった事故で、そんな大きな事故ではなかったそうなんですけれども、道路に出るときに、右を見て左を見てまた右を見て出ましたということだったんですけれども、やっぱり時間が掛るんですね、やっぱり右を見て左を見てもう1回右を見て右折したものだから左から来ている車にぶつかってしまった。

本当に他人事で笑い事ではないんですけれども、どうしても高齢っていう定義も良くわからないですけれども、本当に自分も高齢というか、加齢になっているんだろうと思っております。

その中で、どこが高齢なのか本当に難しいところでもありますけれども、こういう田舎に住んでいて車のない世界というのはなかなか難しい。

ただ、今、全国でも見られるように、こういう高齢者の事故は、大きく出る度だと思うんですけれども、本当にどうしてこういう形で、高齢者ばかりがとは思いうんですけれども、やっぱり判断ミス、操作ミスもあるんですけれども、そういう中で町長もふれあいトークの中でいろんな高齢者という言葉使ってよろしいのかどうかかわからないんですけれども、聞かれると思うんですけれども、大空町の現状では、自主返納に対してどういうことを言われているのか、まずそこから聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今年のふれあいトーク、まだ数が少ない状況でありますので、それ以前についてお話を申し上げたいと思いますけれども、具体的に高齢者の免許証など、ある一定の基準で返納を進めてはどうかという側の質問とか話題提供ということではなくて、どちらかというと、そういう高齢者の足をやっぱりしっかりと確保して、あげなければならないのではないかと、今、運転免許証をお持ちの方々は、それぞれ好きな時間に好きな場所に行くことができるけれども、その他の交通手段であっても、そこまではなかなかいかないけれども、できるだけそういうものを充実させてやるべきではないかと、そういうようなお話がありました。

また一方では、高齢者で一律に区切るわけにはいかないのではないかと、今の私どものような地域の状況からすると、ある程度仕方がないのではないかとという高齢者側の御意見もあったところであります。

また先程私も、道内の交通事故の状況でありますとか本町の交通事故の状況について、お話を申し上げましたけれども、必然的に高齢者のドライバーの数というものは、間違いなく増えてきていると思いますので、その中で本当に率として、若い世代の方々、私のような中年から壮年のような年代の層、さらにもう少し上の方々ということで、本当にその保有者における事故の件数がどれほど高いのかという統計は、私は余りマスコミも含めて出していないように思います。

高齢者の数が、さらには高齢のドライバーの数が増えているのですから、単純に同じ比率で事故が起きたとしても件数は間違いなく、増えていく傾向にあるのではないかと、そのようにも感じておりますので、そういう細かな分析も、今後、関係機関の中では、必要になってくるのではないかなと、そういった中で町としては、今後どういった対応も必要になってくるかということを検討して行かなければならないかなと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 おそらく高齢者、自分も含めてなんですけども、昔、免許習得はマニュアル車でした。必然的に今は、オートマチックとなっております。その中で、自分のことなんですけども、以前大変びっくりしたことがあって、信号待ちしておりました。前に止まっていた車がシルバーマークの車でした。それで信号が変わりました。そのときに、バックのランプが付いたんです。要するに、赤信号になって止まったときに、Pに戻す方がいるんです。そうすると、いきなりバックランプを点けられた後にいる自分は、本当に驚きました。このままアクセルを踏まれたでしょうかと、後にも車がいたので、そういう怖い目に遭ったこともあります。

おそらく、結構、高齢者の方はオートマチックに乗っておられますけれども、なかなかオートマチックに簡単ですけれども慣れていないんじゃないかと思います。というのはやっぱり昔はクラッチがあって、ブレーキあって、アクセルがあって、それがマニュアル車なんですけども、オートマチックにはクラッチは有りません。そのつもりでブレーキを踏んだらアクセルだったと、その事故がかなり多くを占めておるようなんですけども、その中で、逆にオートマチックで育った若い世代が、たまたまマニュアル車に乗る場合はどうするかというと、逆に5時間、講習所に行って取らなきゃならない、そういう現実です。

本当になかなかオートマチックに乗っていて、マニュアル車に載ることは難しいことなんですけども、それを逆の立場の高齢者の方は簡単にこなしているんですけども、それだけにそういう構造をわかっていないで乗っているのかなと、そういう講習会も無いし、そういう恐れもあるのかなと思います。安全教室もありますけれども、先般、美幌でもシルバー向けの安全教室が開かれたそうですけども、その中

でも、238人でしたか、大勢の方が講習を受けたそうです。その中で、一応事故以外にもやっぱり、構造上の形、使い方とか、本当に初歩的なことなのですから、これだけは気を付けてくださいということもあるのかなと思いました。

その中では、町長は、どういうふうに考えられているか。。

◇議 長 町長。

◇町 長 先程も交通安全協会の皆さん、また、町としての取り組みなどについてもお話をさせていただいたところであります。その中で、オホーツク自動車学校の協力をいただきながら安全運転、特に冬道の安全運転講習会の開催などもさせていただいているというところでございますけれども、これはオホーツク自動車学校の善意によってコースを借りて、そういうことをさせていただいているということにとどまっております。

先日お伺いしましても、この受講者の数が、議員が言われたような何百人という数にはなっておりませんし、今の状態では物理的に難しいのではないかと考えます。今後、御高齢の方々のそういった安全講習、こういったことについても町として主体的に取り組むという考え方も、持っても良いのではないかなと、こういう時代の中にあっては、そのようなことを考えるところでございます。

また今回の一般質問をいただいてから私なりに考えたことでございますので、具体的な取り組みにはなっておりませんけれども、そういうことの中で、今の車の仕組みに慣れていただく、そういうことを行政側、自治体側としても、取り組んでいく必要が出てきている時代ではないかと、そのように受け止めているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 自主返納に対しての制度化ということが1番メインだったんですけども、美幌町は65歳以上からということなんですけども、なかなか自主返納が難しい地域でもあると思います。その中で、どうしても家族の協力があるところは良いんですけども、その中でひとり暮らし、夫婦だけの世帯という形では、なかなか難しいのかなと思っております。

その中で、先程、町長の方では制度化に対しては考えてないという答弁だったのですけれども、飴とむちではないですけども、自分ではやっぱり返納したら、できればこれだけというのは必要じゃないかと、これからどんどん年齢が高くなって、高齢ドライバーが増えていく中で、そういうのがどうしても制度化が自分は必要じゃないかと思っております。

本当に家族の負担も大変で、その中で一つ入れてもらいたいのは、できればタクシー券、バスとかそういうのもあるのですけども、家族に対して、せめて燃料代とは言いませんけれども、わずかでもそういうのも考えてもらっても良いのかなと、制度化と併せてその辺もよろしくお願ひしたいと思ひますけど、その辺についてどうでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、先程言ひましたスクールバスの混乗でありますとか、福祉タクシー券の交付、外出支援タクシー券の交付、利用状況などについては、担当から後ほど少し説明をさせていただきたいと思ひておりますけれども、まだ外出支援タクシーなどについては、利用率が低迷しているというか、まだまだ御利用いただけていない実態がございます。まずは、ここの普及というものをしっかりとさせていただくということが必要ではないかと、そのように感じているところでございます。

この制度を作るに当たっても、非常に制度設計の中では、難しいといひましょうか、どこまで出すべきか、その住んでいらっしゃる、また御利用になる範囲だとか、そういうところで改善の余地も、まだ私はあるのではないかとと思ひております。

現在は、町内をある程度限定して実施をしております。先程言ひましたように自分の好きな時間体に、例えばタクシーを呼ぶことができて、好きなところに限りなく自由に行けるかという、現実にはそうなっていないところもあります。そんな中での見直しも必要ではないか、また、御利用いただけて制度が定着して、ある程度これは良いものだ、というふうに使えな、ということをも、まず実感してもらふことも必要ではないかと思ひますので、町としての現在の取り組みは、そのところを一生懸命努力をさせていただくということにしたいと思ひております。

今、御提案のありました案件などには、今、私が受け止めた中での率直な感想ですけれども、気持ち的にはわかります。ですけれども、それを制度化にして、実際に何か対応するというのは、これはちょっとハードルが高いのではないかなと、どのような基準をもって、どういった場合に、どういった理由のときにとかというふうにと考えると、なかなか難しい問題があるのではないかなと、今、聞いた中では、そのように感じたところでございます。

そういった例えば事例などについてあるのかどうか、さらには、どんな形であるとすれば取り組んでいらっしゃるのか、そういうところについて少し情報を収集してみたいと、そのように考えるところでございます。

まず、今現在といたしましては、外出支援タクシーなどの当初の目的をしっかりと町民の皆さんにお伝えして御利用いただくというところに、全力を尽くしたいと考えているところでございます。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 齋藤議員の御質問の中で、外出支援タクシー券の発行状況ということで、これについて私の方から説明をさせていただきます。

この外出支援タクシーにつきましては、今年の4月からスタートした新たな事業として始まっておりまして、11月30日時点での実績で申しますと、対象となる方が1,446名いらっしゃいまして、983人に交付をしてございます。率に申しますと68%となっております。その中での利用状況としましては、535枚のタクシー券を使っていただきまして、実際の発行枚数から利用枚数でいきますと、10%弱の利用状況になっているところでございます。利用状況別に見ますと、1番多いとされている距離で申しますと、5キロメートルから7.2キロメートル、大体金額に申しますと1,500円程度の町の負担となりますが、ここが131件、24.5%、2番目に多いところが3.6キロメートルから5.4キロメートルの利用で127件、23.7%、3番目に多いのが1.8キロメートルから3.5キロメートル、ここが65件の12.1%となっております。

外出支援タクシーは最大5,000円までということで、4,500円から5,000円まで使っている方の利用状況はと言いますと、距離数で概ね17.2キロメートルから18.6キロメートル、ここの利用件数は38件の7.1%の利用というふうになっております。また、地区別の利用状況を見ますと、やはり御自宅から病院に通う方が1番多く見ております。また、御自宅から女満別空港、またはJR女満別駅、そのほか例えば女満別地区からですと芝桜公園ですとか、末広地区等々にも、実際に女満別地区から東藻琴地区へ通っている方もいらっしゃいます。

逆に、東藻琴地区からでありますと、女満別空港、女満別中央病院、それから女満別駅の利用ということで幅広く使っていただいているという状況でございます。

いずれしましてもまだスタートから8カ月というようなことで、私どもとしましては、1年、2年を通して、初めて行ったこの制度を検討しながら、見直しを考えて行きたいというふうに思っておりますが、今の状況としては、以上でございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 この質問については最後にしますが、本当に自主返納については、なかなか家族の理解、自分なりの理解も無いと、自主返納まで行かないと思います。本当に優良運転手だったからこそ、なかなか自主返納できないのかなという一面も見られておと思うのです。本当に自主返納しても良いような環境をつくり、そこがこれから大事なところだと思うのですけども、その辺について十分検討していた

だきたいと思います。

それでは2番目の廃屋について進めたいと思います。

廃屋については、本当にもう何年も前から、なかなか個人所有のことで難しいということだったんですけども、去年から制度、法律が変わりまして、先程町長は、行政の代執行までは難しいだろうということでしたけれども、やっぱり近隣の住宅を持っている方、いろんな形で私にも何とかならないんでしょうかと、よく聞かれますけども、本当にそういう形で負担は当事者になるということが1番ネックですけども、このまま行ったら恐らく完全に飛散どころか崩壊になってしまうところもあると思います。

その中で、改めてお聞きしたいんですけども、行政の代執行、どんな状況になってもやらないのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 免許の自主返納の関係については、ほかのところでは交通の足を確保するというほかに、身分証明証に替わるようなものを発行したり、そういうきっかけ作りもしているようであります。そういうこともこれからは念頭に置いて、町民の方々にPRをしてまいりたいと考えてところでございます。

町民の方々から私どもも、あの建物は危ないので解体した方が良いんじゃないかというお話も伺います。本当に町でやっても大丈夫でしょうか。議員の皆さん方は、あそこを壊すのか、だったらこっちもというような話になって、さらに経費はもちろん掛ります。

私が思いますのは、補助金があってもなかなか壊せない方というのは、壊してしまっ、その壊してしまった費用分を町で回収するということは、債権、債務が発生して、それを徴収するということに、また多大な努力も掛ります。正直申し上げて、全額、今までの事例も含めて回収できるとは思えません。それを皆さん方の税金で危ないから穴埋めをするということでもあります。本当に皆さん、そこまで負担してもやってくれ、反対はしないと、全面的に協力すると、町民の皆さんが間違いなくそう言ってくれるかどうかの判断を現在、見極めているということでございます。

決してそういうハードルがあるからやれないと言っているつもりではございません。そういう皆さんの総意が確認できるかどうか。そこまでお金を掛けてもやれと、さらにそうあっても、ちゃんと自分たち善良な管理をして廃屋化させない努力はする。黙っておいたら、そのうち町が壊してくれて、その分の負担は払ってくれと言われるけども、そこも頑張っ、じっとしていれば差押えまではないだろうと、言葉は悪いですけども、そういうようなところの意識に絶対にならないと、間違いなく

きちっと善良な管理をするということを皆さんお約束いただけるということであれば、思い切って取り組んで行けるのではないかと思いますけれども、まだその確信が私自身、どうしても持てないというのが今の状況でございます。

皆さん方の意見も町政懇談会などでも伺います。ですので、私はできれば何とか思い切って取り組みたいと、そのように考えているところですが、そのところの見極め、そうであるならばどこまでの制度にするかというところで、少し時間が掛っているということを御理解いただきたいと思いますと思っているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 逆に町長の方から投げ掛けられましたけども、本当に切羽詰まった段階では、それも仕方ないことだと自分ではそう思います。

本当に空き家があって廃屋があるのだと思います。空き家は、利用価値があるからまだ空き家で良いのかなと、廃屋になるとその利用価値もないから廃屋という定義だと、前回、町長も答えておられましたけれども、本当に私もそのとおりだと思いますけれども、廃屋までいくと倒壊寸前だというふうにはしか見えません。

その中で去年、制度、法律も変わって、固定資産も6倍になるというのが出てきておりますけども、意外とそういうことも知らない方が多くて、ただお金が無いし、廃屋にすると余計に金が掛るし、そのままにしておこうという人も中にはいるのかなと思います。

その中で、先程、町長からも投げ掛けられましたけれども、皆さんならどうしますと言われたときに、本当にそこまでしないといけない人もいるのだろうと思います。

改めて言いますけども、私自身は、その辺では協力したいと思います。どうでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 現実、特に人口が密集している市街地などで倒壊の恐れがあったり、周りに迷惑をかける危険な状況だという廃屋につきましては、先程も言いましたように、120件ある中での限られた、まだ状況かと思っています。

そんな中では、今、担当者を介しまして、できるだけその除却に向けて、御相談をさせていただいております。そんな中ではさまざまな制度、また、先程言われました税金の問題でありますとか、町の制度、さらには今回の特別措置法などの状況などについても、説明をさせていただいて、通り一遍の通知ということではなくて、実際には、御相談に乗っているところでございます。

また、そういうような御相談をさせていただくのとあわせて、その後の土地の売却でありますとか、そういったことに対する相談を受けることがございます。そこも不動産のいろいろな資格を持っているわけではありませんけれども、いろいろな方に事業者の方々につなぐ役目を役場の職員がさせていただいたり、そんなこともさせていただいているところでございます。

今回も町政懇談会の中でも、そういう話題が当然のごとく出てくると考えております。そういった中におきまして、今私がお話ししましたような問い掛けも含めて、町民の皆さんの率直な意見をいただくことをまずしてみたいと思います。

一方で、私が担当に伝えておりますのは、実際に執行するかどうかということももちろんありますけれども、そのための基準づくりというものも併せて準備しておかなければならないのではないかと。先程言いましたように空き家があつて、そのまま放置しておくことによって廃屋になってしまう。廃屋であつたとしても、今の助成金の対象になるものがありますけれども、さらに私が思うのは、行政代執行まで加えなければならないようなものというのは、今現在、補助金の対象になっているものから、さらにもっと悪化をして、危険度合いが周辺にまで及ぶような、そういうものではないかと思っておりますので、もう１段階の基準というものを持ち得なければならないのではないかと考えております。

また、そこまでの覚悟を決めているわけではありませんけれども、そういった一方での制度的な準備というものも併せてしておかなければならないものと考えてございます。

そういった考え方などがまとまりましたら、また皆様にもいろいろお示しをしながら、御意見もちょうだいした中で、覚悟を決めていきたいなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 7 番 齋藤議員。

◇齋藤議員 2 番目の質問も、これでよろしいと思います。

最後の 18 歳以上の選挙権についての質問に移りたいと思います。

昭和 20 年に 25 歳から 20 歳になったというのが、もう本当に 70 年ぶりの 18 歳以上の選挙で、自分でも、こういう形で 18 歳以上、かなり期待していたこの選挙結果は。意外と蓋を開けると 31. 何%、大空町だけで。全国で見ると 20% ぐらいだったと思います。本当に何でこんなに低いのか、意外でした。

今は違う意味でも、本当に大学生が中心になって、いろんな意味で大結集していろんな盛り上がりを見たところでもありますけれども、意外と蓋を開けると一部の人間だけだったのかなという気がします。自分が選挙をするという意味が、いまいち薄いのかなと思います。

その中で先程も選挙管理委員会委員長から説明がありましたけれども、いろいろな取り組みをしているんだってということだったんですけども、その中で本当に18歳になって選挙権、どれだけの意味があるのか、再度、検証していただきたいと思います。

その中で、これからのことですが、これからいろんな選挙があると思いますけれども、もっと具体的に何か他に、先程パンフレットとかいう話もありましたけれども、もう少し突っ込んで何かあればお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

◇議 長 選挙管理委員会事務局長。

◇選挙管理委員会事務局長 ただいまの齋藤議員からの質問に対し御答弁を申し上げます。

本年7月10日執行の第24回参议院議員通常選挙における投票率は、先程申し上げましたとおり、61.57%となっており、平成25年7月21日執行の第23回参议院通常選挙の投票率58.00%と比べ、3.57%の上昇となっております。

投票率が上昇した主な要因は、期日前投票率が17.47%から21.85%へ4.38%上昇したことによるものであり、期日前投票制度が浸透し、投票場入場券のバーコード受付の対応、期日前投票宣誓書の入場券の裏面に印刷等により、受け付け時間の短縮化が図られたものにあるものと分析しているところであります。

現在、国においては、選挙人の投票環境の向上を取り進めており、本年12月2日に公布された公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律において、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員総選挙と同じ期間とされました。

また、期日前投票事由に天災または悪天候により投票場に到達することが困難であることが追加されました。

町選挙管理委員会としましては、今後とも、公職選挙法等の改正について注視するとともに、年4回の選挙人名簿の登録についてのお知らせを行う際、選挙啓発パンフレットの送付を引き続き行うこととしております。また、今後行われる選挙の際には、広報紙及びホームページでの啓発や他市町村での優良啓発活動の導入など、啓発活動の再検討についても進めていきたいと考えているところでございます。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇**齋藤議員** これで最後にしますけども、今、具体的なことを事務局長から説明を受けたところであります。

18歳以上、日本は本当に遅いぐらいで、世界ではもう192カ国中92%、ほとんどが18歳以上の選挙であります。

本当にその中で、18歳、19歳どうなのかということまでは、確認しておりませんが、やっぱもう少し選挙に対する心がけ、これは本当に選管だけのことでないのですけども、そういういろいろな形で具体的に、例えば教育委員会の方もそうなんですけども、そういう形で、いろいろな形でできるだけ選挙に携わる喜びとまではいかないのかもしれませんが、自分に対しての1票の重みというのをもう少し検討していただきたいと思います。

以上、これで終わります。

◇**議 長** 選挙管理委員会事務局長。

◇**選挙管理委員会事務局長** 先程も答弁させていただきましたけれども、10代の投票率及び20代の投票率もかなり低い状況となっております。

投票率向上に向けて、啓発活動等について再検討を行い投票率の向上に、なお一層取り組んでいく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇**議 長** これにて、齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

12月21日、明日の会議は議事運営の都合によって、会議の開始時刻を特に午前10時30分に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後01時35分)

平成 2 8 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成28年12月20日
- ・ 開 会 平成28年12月20日
- ・ 閉 会 平成28年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 上 地 史 隆 7 番 齋 藤 宏 司

2 番 田 中 裕 之 8 番 松 岡 克 美

3 番 原 本 哲 己 9 番 欠 員

4 番 沢 出 好 雄 10 番 後 藤 幸 太 郎

11 番 深 川 昇

6 番 松 田 信 行 12 番 近 藤 哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

5 番 品 田 好 博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
総合支所長	産業課参事
会計管理者	建設課長
総務課長	建設課参事
総務課参事	地域振興課長
住民課長	住民福祉課長
福祉課長	総務課主査
福祉課参事	

教育長	生涯学習課参事
生涯学習課長	生涯学習課参事

監査委員事務局長	農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成28年12月21日（水） 10時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第94号 物品の購入について
- 日程第4 議案第95号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第97号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第98号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第99号 財産の無償貸付けについて
- 日程第9 議案第100号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第101号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第102号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第103号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第104号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第105号 大空町地域振興施設条例制定について
- 日程第15 議案第106号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第107号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日 程 第 17 議案第108号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日 程 第 18 発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書
- 日 程 第 19 発議第14号 大雨災害に関する要望意見書
- 日 程 第 20 発議第15号 J R北海道への経営支援を求める要望意見書
- 日 程 第 21 発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求め
る要望意見書
- 日 程 第 22 報告第16号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年12月21日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開議 午前 10 時 30 分)

◎開議宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成 28 年第 4 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、8 番 松岡克美議員、及び 10 番 後藤幸太郎議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は 10 名であります。

5 番 品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。

また、職務の都合により一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、
御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号から認定第 8 号

◇議 長 日程第 2 認定第 1 号 平成 27 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定
についてから認定第 8 号 平成 27 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出
決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は、平成 28 年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決
算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求め
ます。 決算審査特別委員会委員長 松田信行議員。

◇決算審査特別委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について御報告いた
します。

議会提出議案書の１ページ及び３ページを御覧いただきたいと思います。

平成２８年第３回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第１号 平成２７年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第２号 平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第３号 平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号 平成２７年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号 平成２７年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第６号 平成２７年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第７号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第８号 平成２７年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての８事件であります。

去る１０月２１日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて、慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり認定第１号から認定第８号までの８事件、全て原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件を一括して採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから、認定第１号 平成２７年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第８号 平成２７年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件を一括して採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この８件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号 平成２７年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第８号 平成２７年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第94号

◇議 長 日程第3 議案第94号 物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平田住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案第94号 物品の購入につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

「議案第94号 物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二

記 1購入する物品の種類及び数量 超音波画像診断装置1台、2購入の方法 指名競争入札、3購入の金額、861万8,400円、4購入の相手方 北見市卸町1丁目10番地5 三好メディカル株式会社 代表取締役 松田健治」

物品購入に係る入札につきましては、平成28年11月22日に指名競争入札により実施し、11月24日に仮契約を締結しております。また、納入期限は、平成29年1月31日までの予定としております。

現在、東藻琴診療所にて使用しております超音波画像診断装置につきましては、平成17年9月に購入したもので、既に11年が経過し、機器メーカーでは交換部品の製造が終了しているなど老朽化等による故障の際には、診療業務に影響が大きいことから、へき地診療所設備整備事業により操作性の良い3D画像対応の新機種への機器更新を予定するものでございます。

物品購入に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、株式会社ムトウ北見支店、株式会社常光北見営業所及び三好メディカル株式会社の3社のうち、1社棄権となり、2社で入札を執行いたしました。

入札の結果、三好メディカル株式会社が落札となりました。

契約金額につきましては、861万8,400円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、63万8,400円となっております。

なお、物品売買契約につきましては、本議会議決となりました後、本契約の締結予定でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時50分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第95号

◇議 長 日程第4 議案第95号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書の3ページをお開き願います。

「議案第95号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議案の議決を求める。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町女満別西4条5丁目353番地の8 大空町女満別農業構造改善センター、2指定管理者の名称等 大空町女満別西4条5丁目4番15 社会福祉法人 女満別福祉会理事長 豊島 寛、3指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで」の5年間となっております。

大空町女満別農業構造改善センターは、農業者等の健康維持増進と地域住民との

交流を深めることを目的に、平成元年４月に設置された施設があります。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条に基づきまして、公募を行った結果、現在の指定管理者である社会福祉法人 女満別福祉会１社のみの応募でございました。

社会福祉法人女満別福祉会につきましては、現在の指定管理者であり、運営管理の経験やノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成することが見込まれること。また、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会による審査の経過を経て、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料１ページに掲載してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第９５号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第９５号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第９６号

◇議 長 日程第５ 議案第９６号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 5 ページです。

「議案第 9 6 号 指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日提出 大空町長 山下英二

記 1 施設の名称等 大空町東藻琴 3 4 0 番地の 1 大空町障害者福祉センター
ちあふる、2 指定管理者の名称等 大空町東藻琴 3 8 7 番地の 8 社会福祉法人
東藻琴福祉会 理事長 佐野 廸、3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3
4 年 3 月 3 1 日まで」の 5 年間となっております。

障害者福祉センターは、障害者に対し必要な支援を行うことにより、地域住民と
触れ合いながら、社会参加と自立を促進し、障害者の福祉の向上を図ることを目的
に、平成 2 4 年 4 月 1 日に開設し、グループホーム、短期入所の居住支援、生活介
護及び就労継続支援 B 型としての日中活動支援を行っています。

平成 2 4 年 4 月 1 日から開設と同時に指定管理者制度を導入し、社会福祉法人
東藻琴福祉会が 5 年間、指定管理者として管理運営が行われ、平成 2 9 年 3 月 3 1
日で期間満了となるため、平成 2 9 年度から 5 年間の指定管理者の指定の議決を求
めるものでございます。

候補者の選定理由は、障害者福祉に精通した職員を有し、地域に根差した活動を
している社会福祉法人 東藻琴福祉会に管理運営させることで、高齢者、障害者福
祉に関するノウハウや人材を活用して、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成
できることが見込まれることから、指定管理者選定委員会において、大空町公の施
設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定による公募
によらない指名が適当であると、意見を受けたところでございます。

これによりまして、募集要綱に基づいた指定管理申請書の提出を受け、内容を審
査し、その後、指定管理者選定委員会において、東藻琴福祉会が候補者として適正
であるとの判定を受け、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、施設の概要につきましては、定例会参考資料 3 ページに関係資料を掲載し
ておりますので、御覧願います。

以上、提案理由を申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番 松田議員。

◇松田議員 ちあふるの指定管理について、この部分については、私は異議を唱える
ものではありません。確認の意味も含めて質問をさせていただきたいと思います。

このちあふるは、24年に設置され、これまでいろいろ自助努力の中で、一步一步着実にその効果を上げていると、それは理解します。その上で、今年も相談支援事業の取り組みだとか、そういった部分にも積極的に取り組んでいると、そこは理解します。

ただ、道内、全国各地、管理運営に対しては、それぞれの法人が単体で自助努力の中で経営努力をされています。

当町においては、指定管理という形をとっていますけども、ここに至るまで、その経営努力というのか、そういう部分で、この指定管理料に影響は受けているのかどうか、そこを聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 松田議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、平成24年4月から5年間ということで、東藻琴福祉会が管理運営をされております。

当初、この施設の開設に当たりまして、入所機能、または日中支援活動につきまして、どれだけの利用があるかという不安の中でスタートしたところでございます。

これにつきましては、社会福祉法人 東藻琴福祉会において努力をしていただきまして、5年目である平成28年度におきましては、短期入所の定員、またはグループホームの定員も、満度に入所ができていているという状況になってございます。

また、日中支援活動として、就労継続支援B型の事業も実施しておりますけれども、これにつきましても少しずつでございますが、町の公共施設のトイレ清掃等々もやっていただきまして、障害者が社会参加への活動を続けているところでございます。

これにつきましては、やはり、社会福祉法人としての努力があったものだとは認識しているところでございます。

また、新たな取り組みとしましては、平成27年4月から、東藻琴にございます東藻琴老人福祉センターフロックスにおきまして、ちあふるカフェというものを毎週1回、お昼に開催をしています。

また、あわせて平成28年の4月からにおきましては、東藻琴総合支所のロビーにおいて、これも週1回、ちあふるカフェという形で事業を展開していただいております。

やはり今後、このセンターの運営の中の一つとして考えております、就労継続支援B型としての日中活動支援の取り組みについては、今後さらに検討していきたいというふうに思っておりますし、まだ、確定ではございませんけれども、ちあふるの方では新たな取り組みとして、施設清掃等ができないかということで、現在打診

をし、検討しているところとなっております。

今回、指定管理者のモニタリングの施行の評価にもおいて、今までB判定だったものがA判定ということになっておりまして、施設管理につきましても着実に力をつけて、安定的また効率的な運営をしているというふうに思っておりますので、私どもとしまして、この活動に対して今後も継続して支援をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 いろんな取り組みが徐々に徐々に拡大されていると、そこは理解できます。先ほども申しましたように、やっぱり、これは経営を含めて考えなければいけない部分では、やっぱり経営の自助努力、そこは今後ともずっと問われるんじゃないかと考えています。

少しずつ少しずつですけれども、この指定管理においても、そこら辺は目に見えるような形で施設自体が努力して欲しいと、これからもさらなる事業の展開を期待し、また、今課長が言いましたけれども、障害者の就労支援、それから自立に向けてさらなる期待を込めて、努力していただきたいと申し述べて私の質疑を終わります。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 やはり、施設を管理運営するに当たっては、現状に満足することなく、新たな事業を考えながらしていき、また事業所として、発展をしていくというようなことも当然必要でございますので、私どもの方としても、法人の方に対して、いろいろと御指導、また相談に乗ってまいりたいというふうに思っておりますし、今後について新たな事業展開がなされるということであれば、私どもも相談を受け、またそれに対しての支援がないだろうか、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 その他質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第97号

◇議 長 日程第6 議案第97号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平田住民福祉課長。

◇住民福祉課長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

「議案第97号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町東藻琴387番地の8 大空町東藻琴老人福祉センター、2指定管理者の名称等 大空町東藻琴387番地の8 社会福祉法人東藻琴福祉会 理事長 佐野 廸、3指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで」の5年間でございます。

東藻琴老人福祉センター ふれあいセンターフロックスにつきましては、老人福祉法に定める福祉施設として平成7年11月に設置開設され、町民の健康保持に関する各種相談、健康の増進及び福祉、教養の向上並びに温泉入浴施設等を併設し、各種レクリエーションを総合的に提供することを目的として、町民の憩いの場として多くの町民の方々に御利用いただいているところでございます。

平成24年4月1日から指定管理者制度を導入し、現在、社会福祉法人東藻琴福祉会が指定管理者として管理運営が行われているところでございます。

現行の指定管理期間につきましては、今年度末の平成29年3月31日をもって満了となりますことから、9月29日開催の選定委員会におきまして、現在の指定管理者である社会福祉法人東藻琴福祉会の施設管理運営の実績並びに東藻琴福祉会が有する老人福祉事業の専門的技術を有効活用することによる効果的、かつ効率的な施設運営等が行われることを鑑み、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定の公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところでございます。

10月28日付けで社会福祉法人東藻琴福祉会から、募集要項に沿った指定申請書及び関係資料等の提出を受け、11月15日開催の選定委員会におきまして、社会福祉法人東藻琴福祉会が継続して管理運営することが適当であるとの御答申を得て、平成29年度からの指定管理者候補者として選定することに決定をいただきましたので、同条例第7条の規定に基づく指定管理者の指定を行うため、本議会の議決を求めるものでございます。

なお参考資料の5ページに関係資料といたしまして、東藻琴老人福祉センターの施設概要等について、記載をいたしてございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 沢出議員。

◇沢出議員 これは喜ばしいことで、福祉会はもとより、行政なりいろんなところの指導が十分に行き届いていたんだろうというふうに、敬意を表するところでございます。

そこで、福祉センターの最近の利用状況の中で、特にちょっと目についたというか、喜ばれている事項がございます。それは、福祉会に対する要望ということではないと思うんですけども、このセンターで毎月1回水曜日、多分、今のところは指導でやっているのか、行政の企画と、それからボランティア団体、さらには社会福祉協議会等の献身的な協力を得て、サロンが開かれております。

毎回約40名を超すぐらいの参加者が、ただ今のところあるように私も見ております。

そしてマーじゃん、食事会、ゲームなりに伸び伸びと数時間、時間を過ごしている、その中では、保健師さんが来て健康相談もしている。

さらには、ちあふるのカフェも開いてもらっているということで、和やかな雰囲気、老人福祉センターの機能として非常に有効活用されているということで、非常に喜ばしいことなんですけれども、月1回がどうなんだろうという、若干そういう話が出てきております。

それで、回数を増やせといっても、自分達自らがこれをしていくというところまで、空気が生まれつつあるんですけど、そこまでまだ行っていないと、だけでもボランティアに、いつまでも頼っていて良いのかというふうな空気も生まれつつあります。

そこで、この利用を促進、センターの本当に利にかなった利用促進、さらに今後、

行政なり福祉会、さらには社会福祉協議会等の協力も得ながら、さらなる発展に向けて努力をしてもらいたいという、あくまでもこれは要望でございます。

そういうということで、終わらせてもらいます。

◇議 長 住民福祉課長。

◇住民福祉課長 ただいまの沢出議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

サロンにつきまして、お話がございました、この7月から毎月月末の水曜日を基本といたしまして、「サロンで東藻琴」という名称で、高齢者の特に単身でお住まいの方々の御参加をいただくことを目的といたしまして、開催させていただいております。

お話の中にございましたように、現在、社会福祉協議会、東藻琴福祉会、それから町民ボランティアの皆様、それと町と4車連携して、取り組みを開始しているところでございます。

内容といたしましては、健康マージャン、オセロ、囲碁、将棋、トランプなどのゲームのほか、ふまねっと運動も取り入れまして、軽運動をいたしながら昼食もはさみ、午前10時から午後2時まで、開催をさせていただいているところでございます。

あわせまして、保健師の健康相談窓口も開設し、健康の御相談もお受けするとともに、障害者福祉センターちあふるの方々の関係するちあふるカフェ、御高齢の方と障害者との相互交流の場として、合わせて当時開催させていただいているところでございます。

毎回、40名以上の御参加、ボランティアの方々を入れますと60名近くの御参加をいただいているところでございます。

今、沢出議員さんの方からございましたように、月1回、2回、3回という声についても、私の方にお寄せいただいております。大変有難いことだと思っております。

行政と社会福祉協議会、福祉会、町民ボランティア4者連携で取り組んでございますけれども、この回数につきまして、毎回、反省会を開きながら課題等、意見交換しているところでございます。

回数の増につきましても、どのような方法で取り組めるか、行政主体ということではなく、ボランティアの方々が中心となって、より一層取り組める方策を模索して行きたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、御高齢の方が家に閉じ込まれるような形ではなくて、積極的にこのようなサロンに出ていただくことによって、いつまでも健康でお過ご

しいたぐといふことを主眼として、今後も努力してまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

◇議 長 その他質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第97号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第97号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第98号

◇議 長 日程第7 議案第98号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書9ページをお開きください。

「議案第98号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町東藻琴360番地の1 大空町東藻琴農村環境改善センター・大空町東藻琴公民館、2施設管理者の名称等 網走郡美幌町字青山北43番地8 フジケンビルサービス株式会社 代表取締役 畠山 隆、3指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」の3年間であります。

大空町東藻琴農村環境改善センター・大空町東藻琴公民館につきましては、町民の学習活動の振興と生活技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和55年11月に設置された施設であります。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、公募を行った結果、現在の指定管理者であるフジケンビルサービス株式会社1社のみの応募でありました。

フジケンビルサービス株式会社につきましては、現在の指定管理者でもあり、施設の役割を十分認識し、施設管理業務のノウハウを持ち、安全を考慮した安心な施設運営が見込まれるところでございます。指定管理者選定委員会による審査を終えて、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料の7ページに記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第99号

◇議 長 日程第8 議案第99号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書11ページをお開きください。

「議案第99号 財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二」

医療法人社団双心会に対しては、大空町医療計画において基幹病院として位置づけております女満別中央病院の医療の確保を図ることを目的に、病院周辺の土地及び医師住宅等を無償で貸し付けしてきたところでございます。

今般、昨年12月に御逝去されました医療法人社団双心会前理事長の御遺族より、前理事長が所有されておりました土地及び建物について、平成28年10月17日付けで、地域医療のために有効に活用して欲しいとの願いにより、御寄附をいただいたところであります。

そこで御寄附いただきました御遺族の御意向を尊重し、地域医療のため有効に活用するため、無償貸付を行いたく、議決を得ようとするものでございます。

記 1 無償貸付の目的 大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地及び建物を無償貸し付けする。

2 無償貸し付けする土地及び建物の所在地、種別、数量 別紙のとおり議案書12ページに別紙として土地、建物の所在、種別、数量を載せてございます。また、大空町議会定例会参考資料9ページに町有財産無償貸付予定土地、建物配置図を載せてございます。①及び②の太線で囲っている部分となります。

議案書12ページをお開きください。

(別紙) 1 土地 大空町女満別西4条4丁目64番54 宅地116.73平方メートル、大空町女満別西4条4丁目247番20 宅地230.95平方メートル、地籍合計2筆で347.68平方メートル。

2 建物 住宅、所在地 大空町女満別西4条4丁目64番54、247番20、構造・数量 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て 1棟111.78平方メートルでございます。

議案書11ページをお開きください。

3 無償貸付けの期間 平成29年1月1日から平成29年3月31日の3カ月間でございます。

4 無償貸付けの相手方 大空町女満別西4条4丁目1番29号 医療法人社団双心会理事長 加藤秀和。

5 無償貸付の条件 使用貸借契約によるとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 99 号 財産の無償貸付についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号 財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 100 号

◇議 長 日程第 9 議案第 100 号 財産の無償貸付についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 13 ページをお開きください。

「議案第 100 号 財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。平成 28 年 12 月 20 日提出 大空町長 山下英二」

医療法人社団双心会に対しては、先ほど御説明申し上げましたとおり、病院周辺の土地及び医師住宅等を無償で貸し付けしてきたところでございます。

先ほど御提案申し上げ、お認めいただきました土地及び建物の無償貸付が平成 29 年 3 月 31 日をもって契約期間が満了すること、及び平成 26 年 4 月 1 日付けで契約を締結しました土地及び建物の無償貸付が同じく平成 29 年 3 月 31 日をもって、契約期間が満了することから、再度、無償貸付を行いたく、議決を得ようとするものでございます。

記 1 無償貸付の目的 大空町医療計画に基づき、医療供給体制を確保するため、土地及び建物を無償貸付けする。

2 無償貸付けする土地及び建物の所在地、種別、数量 別紙のとおり。

議案書 14 ページに別紙として土地建物の所在、種別、数量を載せてございます。

また、大空町議会定例会参考資料 11 ページに町有財産無償貸付予定土地、建物

配置図を載せてございます。

①から④の太線で囲っている部分でございます。

議案書 14 ページをお開きください。

(別紙) 1 土地 大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 4 5 の一部、宅地 20.00 平方メートル。

大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 5 1、宅地、622.81 平方メートル。

大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 5 4、宅地、116.73 平方メートル。

大空町女満別西 4 条 4 丁目 2 4 7 番 20、宅地 230.95 平方メートル。

地籍合計 4 筆で 990.49 平方メートル。

2 建物 (1) 住宅 所在地 大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 5 4、2 4 7 番 20、構造・数量 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て 1 棟 111.78 平方メートル。

(2) 車庫 所在地 大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 4 5 構造・数量 軽量鉄骨造、1 棟 18.72 平方メートル、面積合計 130.50 平方メートルでございます。

今回の無償貸付の更新に当たり、これまで医師住宅として、無償貸付をしておりました大空町議会定例会参考資料 11 ページ、配置図中央よりやや右側にあります大空町女満別西 4 条 4 丁目 6 4 番 3 3 及び大空町女満別西 4 条 4 丁目 2 4 7 番地 12 に建っております住宅について、老朽が激しく住宅としての使用が不可能であることから、当該土地及び建物について、無償貸し付けの対象物件から除外しているところでございます。

議案書 13 ページをお開きください。

3 無償貸付けの期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 3 年間でございます。

4 無償貸付けの相手方 大空町女満別西 4 条 4 丁目 1 番 29 号 医療法人社団双心会理事長 加藤秀和。

5 無償貸付の条件 使用貸借契約によるとしているところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号 財産の無償貸付についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号 財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時39分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第101号

◇議 長 日程第10 議案第101号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページになります。

「議案第101号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二」

議案書の17ページから18ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の13ページをお開き願います。

議案第101号関係、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

改正の趣旨ですが、臨時職員等の賃金につきましては、平成26年4月に改正を行っておりますが、3年が経過すること、算定の基礎となっている再任用職員の給料月額が改定されていることから、見直しを行うものであります。

改正に当たりましては、別表第2を改めるため全文に下線を引いておりますので、

金額が改正となる箇所のみを説明いたします。

1 第2条第2項第1号、こちらは臨時職員となります。及び第2号を第2号は、非常勤職員となります。それぞれ職名による賃金日額と時間給を定めております。管内市町村の単価を参考に設定しておりますが、上から一つ目の事務補助では、右側の改正前の条例、日額6,400円を左側、改正後の条例で日額6,500円に100円引き上げ、同じく時給では830円を840円に、10円引き上げるものであります。

また、下から三つ目の特殊車両運転手では、日額1万1,400円を1万1,500円に、100円引き上げ、同じく時間給では1,470円を1,480円に10円引き上げるものであります。

また、保健師、幼稚園教諭等につきましては、2 第2条第2項第3号の職員との整合性を図るため、2で算出した額と同額としております。

上から四つ目の保健師のみが改定となりますが、日額で9,800円を9,900円、100円引き上げ、時間給でも1,270円を1,280円に、10円引き上げるものであります。

次に、2の第2条第2項第3号の職員、町長が特に必要と認める非常勤職員となりますが、1時間の時間給を算出し、勤務時間に応じた月額賃金で、雇用する職員となります。

1時間の時間給の算出につきましては、資格、技能を有する者については、再任用職員1級の給料月額を基礎として、経験年数による加算・減算を行い、算定を行っております。

また、保健師や責任者として施設の運営を行う業務については、再任用職員の1級ではなく、2級の給料月額を用いて算定することとしております。

上から一つ目の一般業務、町史編さん員、議会議事専門員等の職になりますが、上記1の事務補助の時間給を用いていることから、830円を840円に、上から二つ目の専門性の高い一般業務、レセプト点検員、地域おこし協力隊員等の職となりますが、1,020円を1,030円に、上から四つ目の保健師資格及び高度な専門知識を必要とする業務は、1,270円を1,280円に。

14ページになります。

上から一つ目の専門知識を有し、責任者として施設等の運営を行う業務、幼稚園長の職になりますが、1,270円を1,280円に、上から二つ目の専門技能を有し、肉体的疲労と危険が伴う業務、公共施設の営繕員の職となりますが、1,470円を1,480円に。

最後の幼稚園教諭免許、保育士免許または小学校教員免許が必要であって、経験の蓄積により、業務遂行能力の伸長が図られる業務では、実務経験1年以内で1,020円を1,030円に、実務経験9年超で1,270円を1,280円にそれ

ぞれ１０円引き上げるものであります。

附則としまして、第１項の施行期日を平成２９年４月１日からとし、第２項に経過措置として、施行日前の勤務に係わる賃金については、なお従前の例によるものものとあります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０１号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０１号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第１０２号

◇議 長 日程第１１ 議案第１０２号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の１９ページをお開きください。

「議案第１０２号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年１２月２０日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２１ページをお開きください。

議案書 21 ページから 24 ページまで、改正条文を載せてございます。

改正内容につきましては、配付されております議会参考資料 15 ページで説明を申し上げますので、15 ページをお開き願いたいと思います。

参考資料 15 ページ、大空町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正の概要につきましては、所得税法の改正に伴うもので、政令により施行日が定められたものであります。

これによりまして、日本と台湾との間で、二重課税を回避する等の措置を講ずるための日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、日本と台湾の間で支払われる利子等及び配当等に係る個人の町民税の課税の特例を新設するとともに、所要の条文整備が必要なため、次のとおり大空町税条例の一部を改正するものであります。

項目の一つ目であります。左側にありますとおり、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であります。関係条文につきましては、附則第 20 条の 2 が新設となります。

改正の概要でございます。

日本と台湾の間で支払われる利子等及び配当等に係る個人住民税については、日台民間租税取決めが適用され、当該利子及び配当等の額に係る所得を分離課税により行うものとします。税率につきましては、100 分の 3 であります。施行月日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日となっております。

二つ目の項目であります。

条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であります。

関係条例につきましては、附則第 20 条の 3 です。こちらにつきましては、附則第 20 条の 2 を新設することに伴います各条ずれ及び字句の整理を行うものです。こちら施行月日につきましても、平成 29 年 1 月 1 日であります。

続きまして、16 ページをお開き願いたいと思います。

16 ページから 19 ページまでにつきましては、先ほど説明しました附則の第 20 条の 2 が新設となる項目でございます。

20 ページから 23 ページにつきましては、二つ目の項目であります附則 20 条の 2 が新設されたことによります各条ずれ及び字句の整理をしているところでございます。

23 ページでございます。下段の中にあります附則です。

施行月日につきましては、1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

2 としまして経過措置、この条例による改正後の大空町税条例附則第 20 条の 2 の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適

用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等もしくは同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものでございます。

以上、改正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０２号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０２号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１０３号

◇議 長 日程第１２ 議案第１０３号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書２５ページです。

「議案第１０３号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年１２月２０日提出 大空町長 山下英二」

議案書 27 ページから 28 ページが改正条文となっております。

改正の内容につきまして、定例会参考資料 25 ページの概要により説明いたしますので、お開き願います。なお、26 ページから 29 ページには新旧対照表を掲載しております。

今回の改正条例の概要としまして、今回の改正につきましては、先ほどお認めいただきました大空町税条例の一部を改正する条例制定と同様に、日本と台湾の間で支払われる利子等及び配当等について、国民健康保険税の課税の特例を新設するとともに、所要の条文整備が必要なため条例の一部を改正するものでございます。

国民健康保険税の課税特例として、附則第 15 項は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、附則第 16 項は、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、それぞれ国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含む含めるものとして、それぞれ新設するものでございます。

附則第 17、18 項は、附則第 15、16 項の新設追加に伴う項番号の繰下げ及び略称規定の修正、附則 19 項、20 項は、附則第 15 項、16 項の新設に伴う項番号の繰り下げによるものでございます。

いずれも、この改正の施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日としています。

この改正の適用区分は、附則第 2 項におきまして、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項、同法第 12 条第 5 項若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項、同法第 12 条第 6 項若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用することとしております。

以上、提案理由を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声御あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 103 号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第104号

◇議 長 日程第13 議案第104号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書29ページでございます。

「議案第104号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年12月20日提出 大空町長 山下英二」

31ページは改正する条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の31ページをお開き願います。

議案第104号関係、大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

平成28年9月16日に激甚災害に指定された平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨では、町道や林道の被害、多数の倒木が発生し、農業関係では、作物等の倒伏や滞水の被害に加え、農地や農業用施設等の被害が出ております。

特に農地においては、昨年の農地被害に加え、表土の流出、土砂の流入、圃場や法面の崩落などの被害が大きく、農業者が負担しなければならない費用も大きくなりますことから、町の中心的産業である農業の振興を図る上で、救済措置を講じる必要があると考えております。

町といたしましては、この災害復旧に要する費用の一部として、女満別町農業協同組合及びオホーツク網走農業協同組合が融資する資金において、農業者の利子が無利子とするとともに、本災害により平成27年10月発生の日災による農地の農業用施設等の被害の復旧が平成29年3月31日までに完了できない場合が発生したことから、期間を1年間延長する条例の改正をするものでございます。

改正の内容ですが、附則第4項中、平成29年3月31日を平成30年3月31

日に改めるものであります。

また、附則の４項の次に第５項として、平成２８年激甚災害による農地、採草放牧地、耕作道、農業施設等の被害の復旧に要するため、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までに貸し付けられた資金については、別表の規定にかかわらず、借入者負担率分を大空町が負担し、大空町の補助率を基準金利の１０分の１０以内とするを加えるものであります。

附則といたしまして、この条例の公布の日から施行するものでございます。

以上、条例改正の内容につきまして説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０４号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０４号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

（休憩 午後００時０１分）

（再開 午後０１時００分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１４ 議案第１０５号

◇議 長 日程第 1 4 議案第 1 0 5 号 大空町地域振興施設条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 議案書の 3 3 ページでございます。

「議案第 1 0 5 号 大空町地域振興施設条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日提出 大空町長 山下英二」

議案書の 3 5 ページを御覧ください。

初めに、この度の条例制定の趣旨でございますけれども、現在、東藻琴地区に建設中の地域振興施設が来年 3 月末に完成予定でありますことから、当該施設に係る設置条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、御説明を申し上げます。

第 1 条 設置でございますが、町民と都市住民等の交流の促進や観光情報、地域情報の発信及び地場産品等の販売を通じ、観光、産業及び文化の振興を図り、より豊かな町民生活の実現に資するため、設置するものでございます。

第 2 条 名称及び位置でございますが、施設の名称は大空町地域振興施設として、位置は東藻琴 1 0 0 番地でございます。

第 3 条 施設でございます。地域振興施設につきましては、その用途により第 1 号の飲食提供施設から第 8 号のその他附帯施設ということで施設を区分してございます。

第 4 条 開館時間及び休館日になりますけれども、各施設毎に開館時間及び休館日を規定し、第 4 号と宿泊施設の 3 6 ページの上段、第 6 号になりますけれども、公衆トイレ、情報休憩室につきましては、休館日を設けないことにしてございます。

第 5 条は、施設の許可、第 6 条が使用の制限を規定してございます。

施設の使用料につきましては、第 7 条に規定をしてございます。

別表で使用料を定めるものということで、3 9 ページ下段の別表を御覧いただきたいと思う。

1 施設使用料でございますけれども、各施設毎の 1 時間当たりの使用料を定めてございます。

4 0 ページを御覧ください。中ほどになりますけれども、2 宿泊料を規定し、1 泊 1 名 1 万 1, 0 0 0 円以内ということで、料金に上限を設けることにしてございます。

3 6 ページにお戻りください。第 8 条になりますけれども、こちらの方に使用料の減免の関係、それから第 9 条には、使用料の還付について規定をしてございます。

36ページ下段から37ページの第10条から13条までは、使用者における目的外使用等の禁止、使用許可の取消し等、原状回復の義務などの規定を設け、施設の適正な管理に努めることにしてございます。

第16条から39ページの第18条、こちらには指定管理者に関する規定というふうになってございます。

まず37ページの下段の第16条になりますけども、施設の管理運営上必要と認めたときは、指定管理者に管理を行わせることができるものとして、38ページの上段の表になりますけども、こちらの方に条文や字句の読替え規定を設けてございます。

第17条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取り扱いなどについて規定し、39ページの第18条には、指定管理者が行う業務について定めてございます。

附則といたしまして、第1項に、この条例は平成29年4月1日から施行するものとして、第2項で、指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例施行前にも行うことができるものということで規定をしてございます。

なお手元の参考資料の33ページから42ページには、条例の施行に関し必要な施行規則を定めるもので、主に使用の申請許可、こちらに必要となる様式を定めてございますので、後ほど御参照をいただきたいというふうに思います。

以上、条例制定の提案理由につきまして御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 原本議員。

◇原本議員 今、地域振興施設についての説明をしてもらいましたが、来年の3月に完成するということを聞かせていただきました。

その中で、まず1点目にちょっと気になる点で、飲食の提供の休日が正月5日までになっているのですが、今までのいろんな前業者がやっていたときには、正月の帰省を利用して、皆さん施設を使ったクラス会などをやっていたものですから、そういうことを配慮していただけないのかなと思って、まず1点目。

それは恐らく、その運営して行く会社というか団体をお願いするしかないと思うのですが、その辺をちょっと確認したいのと、それから今日の時点で、これからのスケジュールについて説明できることがあれば、例えば来年の何月頃、実質こういうふうになりますとか、開設に関して、この時点で説明できることがあれば説明して欲しいと思います。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 ただいまの御質問のございました飲食部分の正月休みの関係のことでございますけども、他の公共施設と同じように正月の部分につきましては、休日の関係もございまして、一応、他の公共施設と同様な形の中で、休みということで規定させていただいております。

ただ、この部分につきましては、先ほどの帰省の関係等もございまして、あるいは宿泊の部分については、基本的に365日動くという状況がございますので、そこらの方の部分につきましては、今後の指定管理の要綱の関係、あるいは仕様書の関係等を協議する中において、受託をする業者の側の方で、その状況を見ながら、開館あるいは休日を変更できるということで、条例の方へも盛り込んでおりますので、以前の業者の方がやっていたような状況で、全てフルで開館することができるかどうかとはいろいろありますけども、一応その部分については、今後、受託をされる業者の方と話し合いをしながら、地域の皆さんに迷惑をかけないような形で協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今のスケジュールの関係ということで、開設というお話でございましたので、その部分について、お話をさせていただきたいと思います。

建物の主体工事の関係については、今のところ3月20日ということで完了を予定しております。

こちらについては契約期間というふうになってございますので、その後、検定等を受けて4月1日には、指定管理の関係、3月に議会の議決を受けた後に、4月1日契約で、その後、管理を指定管理者ということで、引き継いで行きたいというふうに考えてございます。

その後、必要な備品の関係等も導入をしながら、あるいは試験運転をしながら、今のところ開設として予定をしておりますのは、8月3日にグランドオープンということではなくて、一部試行運転のような形で、飲食の部分については、一応試運転をするような形で飲食の部分を先に開業して行きたいというふうに考えてございます。

その後、予定としましては、今、飲食、物販、宿泊ということで機能を設けてございますので、こちらの方を9月1日ということで開設をして行きたいというふうに考えてございます。

ただ、宿泊の関係につきましては、8月のお盆というようなことで帰省の関係も考えられるという部分もございまして、なるべく8月3日の飲食と同時期ぐらいに宿泊の方も開設ができればというような考え方で今進めておりますけれども、一応目標としては、8月3日、一部開設、それから9月1日グランドオープンという

ような形の中で、今後進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3 番 原本議員。

◇原本議員 8月に飲食は、オープンできるだろうという話だと思うのですが、その中で、今申されたようにお盆の帰省ですとか、そういういろんなことが今年1年、やっぱり旧業者がなくなった中で、大変不便を感じているものですから、いろんな面を考慮していただいて、そこの運営をしていただく会社には是非ともいろんなみんなの思いを伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 これまで住民説明会等も開かせていただいて、それから自治会の方にもそれぞれ説明を行ったところでございます。

その中で1番皆さんがやっぱり気にされていた御意見としてあったのが、元の業者の方が辞めて、その後、新しい施設ができるまでの空白期間というものを少しでも短くして欲しいという御意見が多かった状況にございます。

そのようなことも踏まえて、まずは4月1日指定管理が受けた後、それからそれぞれの準備を進めながら、1番は雇用の関係等もあろうかと思いますけども、そういうようなところを前倒しをしながら、できれば今、原本議員が言われたように、地域の皆さんが困らないような形で、少しでも空白期間を無くすような努力をしながら、今後のスケジュール管理をしながら進めて行きたいというふうに考えてございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

1 番 上地議員。

◇上地議員 宿泊料についてのところを確認したいと思ひまして、39ページから地域振興施設利用料について48ページまでありますが、この中で大空町外、定住自立圏を結んだ市町村といえは網走市の場合、10割負担にはならないということだと思ひんですが、使用料の中で、やはり交流室とか、障害のある方や、また観光でシバザクラとかありますので、結構、福祉での施設の方がシバザクラとかに寄った後に、そういうところを利用する可能性もあると思ひう。

そういう障害を持つ方とか、利用料減免とかならないのかなと思ひまして、それについて1点お聞きしたいのと、あと最後の宿泊料1万1,000円の方なんです

が、これを宿泊料の上限とし飲食料金は含まないとあるのですが、この場合、下手をすれば飲食料とかも含めたら、結構高額になる可能性もあるんじゃないかと思ひまして、例えば地元の方とか、帰省とかでも使われる方もいますし、あとはせっかく障害者の方も利用するように施設の方も整備しているので、そういう方に対して軽減とか、そういうのも検討していないのか。お願いします。

◇議 長 総合支所長。

◇総合支所長 使用料ということでの軽減処置、今お話がございまして障害者の方といたるところであらうかというふうに考えてございます。

それで、今回の条例提案の中におきましては、他の市町村等の、そういうような類似するような施設等も見せていただいた状況がございます。

一応、今回初めてこういう施設を担っていく、そしてこれから運営をしていくという部分に当たっては、やはり宿泊の部分というのは、なかなか経営的に難しいというようなところもございます。

そういうような観点で、まずは、スタート時点については、その減免の関係等については、とりあえず今後の経営の状況等を見ながら考えて行きたいというふうに今回の条例案として上げさせていただいているところでございます。

今後、そういうような部分についても、配慮が必要な状況になれば、その部分については今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、宿泊料の1万1,000円ということで、これは定額ということではなくて、これを上限にし、その後は条例の中にも、その部分については指定管理の方で料金設定ができるというふうにさせていただいております。

これにつきましては、夏場、あるいは冬場、閑散期というようなことで、いろいろな状況で、やはり宿泊料を考えていかなければ集客を図ることができないだろうということが言われてございます。

そういうようなことも含めて、正月あるいは連休、お盆ですとか、また今は9月のシルバーウィークというようなこともございますので、年間日数的には、約10日前後はそういうことで、宿泊施設が少なくなるということで、逆に収益を上げることができる、そういうタイミングでもあらうということでありますので、通常の部分については、近隣と変わらない宿泊料になろうかと思ひますけれど、そういう繁忙期というシーズンについては、料金を上げることができるように設定をさせていただいて、なるべく収益の方を確保できるような、そういう考え方を持って、今回上限の金額ということで設定させていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０５号 大空町地域振興施設条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０５号 大空町地域振興施設条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１０６号

◇議 長 日程第１５ 議案第１０６号 平成２８年度大空町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の４１ページになります。

「議案第１０６号 平成２８年度大空町一般会計補正予算（第７号）

平成２８年度大空町一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，９３２万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７７億４，４１２万４，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費）第２条 繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正による。

（債務負担行為の補正）第３条 債務負担行為の追加及び変更は、第３表債務負担行為補正による。

（地方債の補正）第４条 地方債の廃止及び変更は、第４表地方債補正による。

平成２８年１２月２０日提出 大空町長 山下英二」

４３ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正、歳入です。

9款 地方特例交付金に5万8,000円を追加、12款 分担金及び負担金から135万円を減額、14款 国庫支出金に2,354万円を追加、15款 道支出金に339万7,000円を追加、18款 繰入金に2,125万円を追加、20款 諸収入から157万3,000円を減額、21款 町債から600万円を減額、歳入合計は、3,932万2,000円を追加し、177億4,412万4,000円とするものです。

44ページになります。歳出です。

2款 総務費に469万9,000円を追加、3款 民生費に2,350万4,000円を追加、4款 衛生費に161万2,000円を追加、6款 農林水産業費に1,512万5,000円を追加、7款 商工費に16万円を追加、8款 土木費に393万7,000円を追加、10款 教育費に138万2,000円を追加、11款 災害復旧費から1,013万4,000円を減額、13款 職員給与費から96万3,000円を減額、歳出合計は、3,932万2,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

45ページになります。第2表繰越明許費、1追加です。

3款1項 臨時福祉給付金給付事業1,982万円を追加しています。

28年度国の補正予算に伴い、低所得者に対して26年4月の消費税引き上げによる負担を軽減し、個人消費を支えるための臨時給付金の給付事業で、29年3月1日から給付金の受付を開始することから、年度内に完了しないため、一部について繰越すものであります。

46ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1追加です。

平成28年激甚災害に係る農業経営緊急支援資金利子補給金は、激甚災害と指定された28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨により、農業者が農地や農業施設等の復旧に要するため、または減収補填のため借り入れた資金の利息が発生する6年目以降の実質金利を引き下げするため、町が利子の2分の1を助成するものです。期間を平成34年度から平成45年度まで、限度額154万5,000円を追加するものであります。

2変更です。

農業振興資金利子補給金は、農業者が27年10月の災害により、被害を受けた農地や農業施設等の復旧に要するため、28年度中に借り入れた資金に対し、10分の10以内の利子を助成することとしていますが、激甚災害と指定された28年8月16日から9月1日までの暴風雨等により、27年度の被害箇所を復旧する前に、さらに被害を受けた箇所もあり、復旧までに相当の期間を要することから、議案第104号でお認めいただきましたように、資金の借り入れ期間を1年延長することに伴い、利子補給の期間も1年延長することとして、補正前の期間、平成29年度から平成36年度までを平成29年度から平成37年度までに変更するもので、

限度額については変更はありません。

47ページになります。第4表 地方債補正、1廃止です。

27年発生災害林業施設復旧事業債は、復旧前に8月の台風により、さらに被害を受け、28年度での復旧が見込めないことから、29年度に網走開発建設部と協議調整を行い実施するため、工事費の減額により財源とする地方債を廃止するものであります。

2変更です。

廃屋等解体撤去推進事業債は、屋根材の飛散等もあり、周辺への危険度が高いことから、家屋の解体について、所有者と協議しておりました案件が所有者の了解が得られたことから、補助金1件分を追加するため、財源として地方債についても、1件分を借入れるため、限度額を520万円に50万円追加し、570万円に変更するものであります。起債の方法、利率に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、56ページ、57ページをお開き願います。

2款1項1目 行政事務情報化事業の13節 社会保障税番号制度関連システム構築委託料89万3,000円追加しています。28年度では、社会保障関係のシステム改修を当初予算に計上しておりましたが、一部国の仕様が改定されたため、改修経費が増額となるものであります。

7目 地域振興施設整備事業の18節 管理備品に380万6,000円追加しています。29年9月、地域振興施設のグランドオープンに向け、4月から準備を進めるため必要となる事務室の備品について、整備するものであります。

3款1項1目 臨時福祉給付金給付事業の4節から19節までに、総額2,119万8,000円追加しています。第2表で説明しています26年4月の消費税引き上げによる負担を軽減するため、28年1月1日現在、住民票のある方で、28年度の町民税均等割が非課税の方を対象に、1人1万5,000円が臨時給付金として給付される事業に係るものであります。給付事務に必要な経費について追加するもので、国の補正予算により実施する事業として、一部につきましては、年度内に完了しないため29年度へ繰り越して実施するものであります。

2目 地域介護・福祉空間整備推進補助金の19節 補助金に185万4,000円追加しています。介護従事者の腰への負担を軽減するため、両地区特養で導入する介護ロボットに対する補助金であります。

6目 ひとり親家庭等医療費助成事業の12節 役務費、13節 委託料、20節 扶助費に総額20万7,000円追加しています。対象人数の増加により、医療費の扶助件数などが増えたため追加するものであります。

2項2目 養育医療給付事業費の23節 前年度養育医療給付事業負担金返還金に24万5,000円追加しています。27年度事業の精算により、国庫負担金返

還のため追加するものであります。

５８ページ、５９ページをお開き願います。

４款１項３目 廃屋等解体撤去推進事業の１９節 廃屋等解体撤去補助金に５０万円追加しています。第４表で説明しましたが、周辺への危険度が高い家屋の解体について、所有者と協議をしておりましたが、了承が得られたことから、１件分について追加するものであります。

５目 健康増進事業の４節 臨時職員社会保険料に１８万２，０００円、７節 嘱託保健師賃金に２４万１，０００円。臨時保健師賃金に６８万９，０００円追加しています。職員の病気休暇、産前産後休暇の取得に伴い、嘱託、臨時の保健師を雇用するため追加するものであります。

６款１項３目 農業振興一般事務費の２３節 過年度強い農業づくり補助金返還金に１２８万５，０００円追加しています。２３年度の強い農業づくり事業により補助金を活用して、野菜の保冷库、作業庫を整備した事業実施者が破産したことにより取得した財産の処分が行われ、町へ配当があったことから、今後、北海道を通じ国へ補助金返還が求められるため追加するものであります。

同じく、環境保全型農業直接支援対策事業の１９節 環境保全型農業直接支払交付金に１７６万６，０００円を追加しています。有機農業や減肥料、減農薬など、環境保全効果の高い営農活動に対し交付するもので、取り組み面積が増加したため追加するものであります。

５目 農地一般事務費の１９節 豊住排水機場管理費負担金に５７４万９，０００円を追加しています。８月の台風災害時の排水対策に要した費用が確定したことから、大空町として必要となる負担額を追加するものであります。

同じく農業用施設維持補修事業の１９節 湖南二基線排水路維持管理組合負担金に２８万円を追加しています。湖南二基線排水路維持管理組合は、１４戸の農家の方で組合を設立し、維持管理をしており、費用については、田、畑の面積に応じ徴収している状況にあります。

台風や大雨による排水対策では、多額の電気代も掛ることから、町に対して経費の一部負担の要請があったところです。町としても、他の排水機場の経費負担と同程度で負担することとし、過去５年間の維持管理経費の平均が２５万円程度であるため、２５万円までは、その２割を負担し、災害対策により電気代や資機材を格納する倉庫の維持経費を含めて、２５万円を超えた場合は、その超えた額についても負担することを考えております。

今回、８月の台風時の排水対策に要した費用を含めると、維持管理経費が２５万円を超えるため、２５万円までの２割分の５万円とその超える分２３万円、合わせて、２８万円を負担するため追加するものであります。

同じく、農業農村多面的機能支払交付金事業の１９節 大空町広域協定運営委員

会負担金 702 万 7,000 円を追加しています。大空町広域協定運営委員会の事務において、職員の不適切な事務処理により、27 年度に発注した工事等で、多額の未払い金となっていた 691 万 6,320 円について、農業農村多面的機能支払交付金制度の対象とならないことから、支払遅延利息分を含め 702 万 7,000 円を町が同委員会へ負担するため追加するものであります。不適切な事務処理により御迷惑をお掛けして、大変申しわけございません。

7 目 古梅地区基幹水利施設管理事業の 4 節 農業用用水管理事務職員社会保険料から 6 万 2,000 円、7 節 賃金から 40 万 8,000 円減額しております。職務内容の変更により賃金単価が下がったため、減額となるものであります。

12 節 自動車保険料に 4 万 1,000 円追加しています。オホーツク東部広域農業水利管理協議会で使用している車両の更新に伴い追加となるものであります。

19 節 オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金に 57 万円追加しています。車両の更新による増額、前年度の繰越金の計上、予算の精査などにより、差し引き 57 万円が追加となるものであります。

同じく美女地区基幹水利施設管理事業の 19 節 オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金から 112 万 3,000 円減額しています。

8 月の台風災害時に、本郷排水機場の排水対策に要した燃料費が増額となったほか、施設内での発電による売電収入が見込みより増額となったこと、その他、予算の精査などにより、差し引き 112 万 3,000 円が減額となるものであります。

60 ページ、61 ページをお開き願います。

7 款 1 項 2 目 観光振興一般事務費の 8 節 観光振興計画策定委員報償費 16 万円追加しています。観光振興計画策定に当たり、今後も委員会の開催が必要となったことから、2 回分を追加するものであります。

8 款 1 項 1 目 地籍管理費の 13 節 地籍管理データ異動修正業務委託料に 133 万円追加しています。道路、排水路の整備に伴い、土地の異動処理が多く、データ異動修正件数が増加するため追加するものであります。

2 項 2 目 町道維持補修事業の 17 節 用地買収費に 260 万 7,000 円追加しています。町道 5 丁目線の未処理用地でありました私有地について、所有者との協議が整ったことから、237 平方メートルの用地を購入するため追加するものであります。

10 款 1 項 2 目 町立学校体育文化振興補助金の 19 節 補助金に 86 万 9,000 円を追加しています。町立学校の児童生徒が体育や文化活動の大会において、全国、全道大会に出場する機会が増えているため追加するものであります。

6 項 4 目 図書館管理費の 11 節 修繕料、29 万 2,000 円追加しています。図書館喫茶室のガラスが割れ、修繕が必要なため追加するものであります。

7 項 1 目 体育振興補助金の 19 節 補助金に 22 万 1,000 円を追加してい

ます。町民が全国、全道大会へ参加する経費の一部を助成していますが、全国、全道大会への参加が増えているため追加するものであります。

11款1項1目 28年発生災害農業用施設復旧費の14節 重機借上料から100万円、15節 農業用施設復旧工事から200万円 町営牧野復旧工事から210万円、それぞれ減額しています。8月の台風災害により、被害を受けた排水路補修、町営牧場内の道路崩落、草地崩落箇所等を復旧するための補正予算を計上しておりましたが、他の工事等との関係から、受注できる事業者がなく、28年度での復旧が見込めないことから、29年度において実施するため減額するものであります。

2目 27年発生災害林業用施設復旧費の15節 林道復旧工事から1,003万4,000円減額しています。復旧工事を実施する前に8月の台風災害により、さらに被害を受け、28年度での普及が見込めないために29年度において実施することから減額するものであります。

2項2目 28年発生災害河川復旧費の15節 河道対策工事に500万円を追加しています。8月の台風により、町管理河川の一部で越水した箇所の土砂の浚渫、流木の伐採を行うため追加するものであります。

なお、28年発生災害河川復旧工事に関わります箇所につきましては、議会定例会参考資料の43ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

62ページ、63ページになります。

13款1項1目 職員給与費の2節 一般職給から79万8,000円、3節 職員手当等の一般職手当から総額16万5,000円、それぞれ減額しています。大空町広域協定運営委員会の事務処理において、町の職員が関わっていた27年度の工事等未払金、28年度の支払遅延等の事案に対し、当該職員を懲戒処分としたことにより、支給とならない給料及び手当を減額するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、52ページ、53ページをお開き願います。

9款1項1目1節 地方特例交付金に5万8,000円追加しています。

交付金の額の確定に伴い追加するものであります。

12款1項1目1節 本郷排水機場維持管理事業分担金から135万円減額しています。8月の台風災害時の排水対策に要した燃料費の増額、施設内での発電による売電収入の増額、予算の精査などにより分担金が減額となるものであります。

14款2項1目1節 社会保障税番号制度システム整備費補助金に49万4,000円追加しています。28年度の社会保障関係のシステム改修において、一部国の仕様が改定されたため、改修経費の増額に伴い追加となるものであります。

2目1節 臨時福祉給付金給付事業費補助金に1,800万円、臨時福祉給付金給付事務費補助金に319万2,000円追加しています。国の補正予算により、

臨時福祉給付金給付事業の実施に係る給付金及び事務経費に対する補助金であります。一部については、年度内に完了しないために２９年度へ繰り越すものであります。

４節 地域介護・福祉空間整備推進交付金に１８５万４，０００円追加しています。介護従事者への腰への負担を軽減する介護ロボット導入に対する補助金であります。

１５款２項４目１節 古梅地区基幹水利施設管理事業補助金に１８３万円追加しています。オホーツク東部広域農業水利管理協議会の車両の更新に伴い追加となるものであります。

同じく環境保全型農業直接支援対策事業補助金に１３２万４，０００円追加しています。有機農業や減肥料、減農薬など環境保全効果の高い営農活動を実施する交付金に対し、面積の増加に伴い追加となるものであります。

同じく美女地区基幹水利施設管理事業補助金に２４万３，０００円追加しています。８月の台風災害時に、本郷排水機場の排水対策に要した燃料費の増額に伴い追加となるものであります。

１８款１項１目１節 財政調整基金繰入金に１，７４４万４，０００円追加しています。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

５目 地域振興基金繰入金に３８０万６，０００円追加しています。地域振興施設の備品整備に伴い繰り入れるものであります。

２０款４項６目１節 ひとり親家庭等医療費返納金に２０万円追加しています。

町が助成する医療費への保険者の負担分が見込みより増額となるため追加となるものであります。

７目１節 臨時職員等雇用保険料納付金に７，０００円を追加しています。

臨時職員等の雇用に伴い追加となるものであります。

１１目１節 オホーツク東部広域農業水利管理協議会人件費負担金から４７万１，０００円減額しています。古梅地区基幹水利施設管理事業における農業用用水管理事務職員の人件費の減に伴い減額となるものであります。

同じく古梅ダム警報車保険料負担金に４万円追加しています。オホーツク東部広域農業水利管理協議会の車両の更新に伴い追加となるものであります。

同じくいきいきふるさと推進事業助成金に１００万円追加しています。大空町移住ＰＲ動画等製作事業に係わる助成金が決定したことに伴い追加となるものであります。

同じく備荒資金組合災害支消金から３６３万４，０００円減額しています。２８年発生災害に伴う農業用施設復旧工事及び２７年発生災害に伴う林道復旧工事の取り止めにより８６３万４，０００円の減額、２８年発生災害に伴う河道対策工事の実施に要する財源として５００万円増額、差引き３６３万４，０００円が減額とな

るものであります。

同じく過年度強い農業づくり事業補助金返還金に128万5,000円追加しています。事業実施者の破産に伴い財産処分が行われ、町への配当があったことから追加となるものであります。

21款の町債につきましては、第4表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 松田議員。

◇松田議員 1点だけ聞かせていただきたいと思います。

59ページ、豊住排水機場管理負担金のことなんですけども、今年は、先ほど説明もありました災害もあって、非常用のポンプを設置していただきました。

このことについては、山下町長初め所管の担当職員の方には、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

そこで、豊住地区に限らず、大空町全体を通したときに、非常用ポンプの設置状況がどうであったのか。

それともう一つ、去年もそうだったんですけども、これは豊住もそうですけども、非常用ポンプの設置が見られましたけども、これを考えたときに非常用ポンプの設置、災害における非常用ポンプの常備、そのことについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 8月中旬の台風で冠水被害の対応のため、ポンプを臨時的に設置した箇所につきましては、本郷排水機場、湖南二基線排水路の渡辺樋管に設置をさせていただきます。

また、農業サイドで言いますと、網走川土地改良区で所有してます排水機について、17線に設置をしているという状況でございます。

ポンプにつきましては、災害時のポンプ、発電機につきましては、建設業者等が施工中の現場対応のため、事前に借り上げをしてしまうというような状況で、そのポンプが借りたい状況になったときに、町として、各リース業者から借りるということができない状況になってしまいます。

本年度につきましても、豊住排水機場、湖南二基線排水路につきましては、開発局が所有しているポンプ車を借上げたり、津別町が所有しているポンプを借り上げるなどして、ポンプの手配については、苦慮したところでございます。

そのようなことは、今後災害が起きたときに常時、起こり得るということで想定をしているところでございます。

そこで、平成２９年度の予算において、地域づくり総合交付金を活用し、ポンプ、発電機、仮設電力盤の購入をするということで申請をしてございます。

また、この購入したもので、不足があるようでしたら、平成３０年度以降、購入することで、検討して行きたいということで考えております。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 排水ポンプの関係でございますけれども今産業課の参事の方で答弁申し上げてございますけれども、それ以外の箇所での排水対策ということで、トマップ側の方につきましては、１基を常設しているところでございます。

状況に応じまして、ポンプを借り上げて、２基、また３基というようなことで、増設をして排水対策を行っているところでございます。

また、網走市に近い川尻漁場のところなんですけれども、こちらの方につきましても、網走湖の水位が上昇するというようなことで、住民の方の住んでる方に水が溜るということで、そちらの方でも排水ができるようなことで、場所は確保しているところでございまして、そちらの方につきましても状況に応じてポンプを設置をして排水対策をしていくということでございます。

今後につきましても、大雨等による災害が近年、増えてきておりますので、来年度に向けて排水ポンプ等の導入について、現在検討しているところでございまして、そういったことで、対応をまた考えていきたいというふうに思っております。

◇議 長 ６番 松田議員。

◇松田議員 今後、災害を想定して対応するという考えをいただきました。それは理解できました。

今年に限っては、災害の雨の降った時期が悪くて、結果として、私たちが想像した以上に秋の収穫については苦勞したし、また品質低下を招いてしまったということがあります。

それだけに緊急性という部分では、冠水した農用地については、１日でも早く水が引くということが重要なんだと改めて私も感じたところです。

これまで既に設置されている事情もあります。しかしながら、地形も変わってお

ります。想定外の雨もあります。

そしてその当時、机上の計算では、良かれと思ったことがなかなか対応できないと、これを直ぐに改修しようと思っても、簡単にできるわけでもありません。

特に農業の既に設置されているポンプ場については、これが今後どうあるべきかは調査していただいておりますけども、しかしその間、災害なしというわけにもならないと思います。

ぜひ、お答えをいただきましたけども、このポンプの設置を前向きに考えていただきたいと、改めて申し上げて質疑を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 この件については、私からも申し述べたいと思います。

現在あります排水機場、そのほか土地改良などを行ってきた経過の中でのさまざまな施設を持って排水対策を行っているわけでありますけれども、それでも追いつかない現況が見て取れております。

ポンプなどの機械、さらにはそれを設置するための周辺の整備、さらには排水機場の今後の増強と、あらゆる面で今後備えを拡充していかなければならないものと考えております。

短期的にすぐ取り組めるもの、また時間のかかるもの、いろいろございますけれども、町として全力を挙げてこういう防災対策、また地域の住民の方、農業の対策に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

8番 松岡議員。

◇松岡議員 一般会計補正予算議案書の59ページの産業課所管に関わります大空町広域協定運営委員会負担金についてであります。職員が係わった27年度分の未払い金と28年度分の支払い遅延ということであります。

本来は、補正予算の議案審議でありますから、28年度の支払いの遅延については、議題外でありますけども、同一職員の係わった案件ということでありますので、同じ思いで質疑をさせていただきたいと思っておりますので、議長の取り計らいをよろしくお願いしたいと思っております。

今回の不適切な事務処理について、新聞、テレビで報道され、その後15日の広報おしらせ号でも町長のお詫びが載せられておりました。町民の皆さんは、報道、またおしらせ号を見て、この事案を知ったという方が多いんだろうと思っておりますし、

非常に驚かれたんだろうというふうに思っております。このことで、町に対する信頼も大きく失墜したということも考えられるというふうに思っております。

今回のことにつきましては、各議員のところにも、いろんな形で問い合わせがあったことだろうと思います。そうお聞きをしております。私のところにも、数件の問い合わせがございました。

町は何をしているんだと、管理体制はどうなってるんだなどを含め非常に厳しい御意見がたくさんありました。お詫びを申し上げ、細かく説明をさせていただきました。説明をさせていただいた方には、御理解をいただいたのだというふうに思っております。

今回の件、地方公務員として、また役場職員として、組織の一員として、上司に対し報告、相談、その義務を怠ることはあってはならないことでありますが、現実にはこういう結果が起きてしまいました。報告義務は、職員として基本中の基本であるということでもあります。町長のお詫びの中に、不適切な事務処理の原因は、職員の怠慢とどまらず、管理監督すべき立場にある職員や組織の運営においても、問題があったと認識しておりますと書いてございます。

今後、この案件に係わらず、役場全体の問題としてどう捉えて体制づくりをされていくのか、具体的にお考えがあれば、まず、お聞かせいただきたいというふうに思います。

◇議 長 副町長。

◇副町長 まずもってただいま松岡議員から御質問のありました、このたびの不適切な事務処理についてでございます。

今申されたとおり、仕事をする上で、一番基本的な上司、また関係機関等への報告、連絡、相談ができていなかったことが、今回の1番の原因であるということと認識をしておりますし、そう思っております。

そして、町職員として外郭団体に係る場合については、立場を超えてはならないということも、今回の反省材料であるというふうにも思っているところでございます。組織として、報告、連絡、相談が無いからといって、許されるものではないというふうに思っておりますので、きちっとそのようなことが起きた場合についての対応策ということについては、十分検討を重ねて行きたいというふうに思っておりますし、このことについては、職員を総括する責任者として、今回は本当に私自身力不足を感じているところでございますけれども、職員一人一人、もう一度、基本に返って、報告、連絡、相談、その指導を徹底してまいりたいと、そして職員としてやらなければならない、その置かれた立場、そういうものを十分認識するよう直接一人一人に、できれば機会を持って話をしていきたい、指導していきたいと、こ

のように考えているとこでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からも、町民の皆様、そして議員各位、御迷惑を掛けました事業者の皆様、この場を借りましておわびを申し上げたいと思います。

今、副町長が申しましたとおり、一義的には報告、連絡、そういったものが十分できていない、事務の基本であることを怠った職員が責任があると、そのように思っております。

ただ、その次には私ども、そういう環境といいましょうか、そういう仕事のやり方を良しとしてきた、そういう職場環境を作ってしまったことに一つ問題が大きくあると思っておりますし、そのような人事配置などについても、私の責任ではないかと考えているところでございます。

具体的に申し上げまして、一つの同質の業務を1人の職員が長年にわたって携わってきたということの弊害もあると、そのように感じておりますので、一人一人の職員が自覚を持つことはもちろんでありますけれども、私としてできることは、そういった環境をどのように作っていくか、どのような人事配置の中で、そういうことが起こり得ないような環境を作るかということが大きな課題ではないかと、そのように受け止めているところであります。

今回の反省を機に、そういったところも含めて見直しをしなければならないものと感じているところでございます。

◇議 長 8番 松岡議員。

◇松岡議員 町長から今、今後の環境整備等についてお話をいただきました。

私は、山下町長の行政手腕に対しては、評価をする1人でもあります。この何年かで地方債残高も決算時ですが、109億円まで減額をされ、また基金も11月25日付けの例月出納検査結果報告でも50億8,000万円という基金を積み重ねております。また、来年度は、大型予算の事業も予定をされております。

町長の頑張りは評価するところでありますが、それも職員の協力があって初めて成り立つことだろうというふうに思っております。

今回のことで一気に町民の皆さんに対する信頼回復は、難しいのかと思いますが、町長が先頭に立って、職員一丸となって、今後、信頼を回復するという取り組みに期待をいたしておる1人です。

今後の取り組みに期待をし、質疑を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 新聞報道がございまして、また広報などでその状況について、町民の皆さんにお詫びと説明をさせていただきました。しかし、紙面からだけではなかなか伝え切れない、私どもの思いでありますとか、反省の対応ということなどにつきましては、現在、町政懇談会を開催をさせていただいております。その中でも私からそういった話題を提供するとともに、お詫びを申し上げながら、考え方、また、ここに至った状況などについて説明をさせていただいているところでございます。

まだ、これから今年も予定されております、年明けにも町政懇談会、最終的には今、2月ぐらいまで予定をしているところでございます。その中でも、そういった話題に触れながらお詫びと状況説明、今後の対応などについて、町民の皆さんに御説明なり、お詫びを申し上げてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第106号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第106号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時06分)

(再開 午後０２時１６分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１６ 議案第１０７号

◇議 長 日程第１６ 議案第１０７号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 追加議案書１ページ、議案第１０７号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案に先立ち、議員各位、町民の皆様、今回の事象により御迷惑をお掛けいたしました方々に心から深くお詫びを申し上げます。

今回、職員が引き起こしました事象は、多面的機能支払交付金を活用した農村地域の保全活動を進める広域協定運営委員会事業の執行に伴う多額の未払いと支払い遅延の行為でございます。

本来、町職員は、委員会の事務に対し指導的な役割を担わなくてはならない立場にありながら、事務の引き継ぎ、役員、上司への報告を怠り、誤った判断のもとに事業を進め、さらに支払いを大きく遅らせたものでございます。

関係する事業者の方々には、多大なる御迷惑をお掛けいたしました。

また、議員各位、町民の皆様の信頼を裏切り、疑念を抱かせるに至らせたことは、ざんきに堪えないところでございます。

服務基準、法令遵守、上司の命令、職務専念等多くの規定に違反するものであり、懲戒処分等審査委員会に諮り、当該職員及び直接の上司などについて処分を行うとともに、基準に基づき公表をいたしたところでございます。

今回の事象の大きな原因は、同質の事務を長年にわたり、１人の職員において担当させるなどの人事配置が生み出した弊害とも受けとめております。そのような職場環境や事業者との関係をつくってしまった責任は、私にあるものと深く反省をするところであります。

あわせて、事務の総責任者であります副町長についても同様に責任があると判断をいたし、改正条例等を提案させていただくものでございます。

条例の全体については、副町長から説明をいたさせます。

何とぞお認めをいただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいま上程になりました追加議案第１０７号につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

追加議案書１ページを御覧ください。

「議案第１０７号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年１２月２１日提出 大空町長 山下英二」

３ページは改正条文でございます。

追加議案参考資料の条例改正新旧対照表により御説明申し上げますので、追加参考資料１ページを御覧いただきたいと存じます。

大空町特別職の給与に関する条例の附則に第７項として、平成２９年１月及び２月に支給する町長及び副町長の給料は、第３条に規定する町長及び副町長それぞれの給料月額から、当該給料月額に１００分の２０を乗じて得た額に相当する額を減ずるを加えるものでございます。

附則といたしまして、平成２９年１月１日から施行するものでございます。

ただいま町長から提案理由について御説明を申し上げたとおりでございます。

今回の不祥事により、職員には懲戒処分等をしたところでございます。

このことから、管理、監督する総括責任者として、職員の不適切な事務処理により事業者の皆様へ多大な御迷惑をお掛けし、町民の皆様への信頼を著しく傷つけたものであり、町長と私の給料１月分と２月分を２０％減額することを提案するものでございます。

今後、このような過ちを繰り返すことのないよう町職員が、外郭団体等の事務会計処理に携わる場合につきましては、適正な管理ができる仕組みを構築し、再発防止の徹底を図り、町民皆様の信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいりますことをお誓い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認め認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０７号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０７号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１０８号

◇議 長 日程第１７ 議案第１０８号 平成２８年度大空町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 追加議案書の５ページになります。

「議案第１０８号 平成２８年度大空町一般会計補正予算（第８号）

平成２８年度大空町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５３万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１７７億４，３５８万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。平成２８年１２月２１日提出大空町長 山下英二」

７ページをお開き願います。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１８款 繰入金から５３万９，０００円を減額、歳入合計は、５３万９，０００円を減額し、１７７億４，３５８万５，０００円とするものであります。

８ページをお開き願います。歳出です。

１３款 職員給与費から５３万９，０００円を減額、歳出合計は、５３万９，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですか、歳出から行いますので、１４ページ、１５ページをお開き願います。

１３款１項１目 職員給与費の２節 特別職給から５３万９，０００円減額しています。議案第１０７号でお認めいただきました町長及び副町長の給料の減額に伴い、特別職給を５３万９，０００円減額するものであります。

続きまして、歳入の説明をします。１２ページ、１３ページをお開き願いま

す。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金から53万9,000円減額しています。今回の財源調整のため減額するものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第108号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第13号

◇議 長 日程第18 発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成28年12月21日提出 提案者 大空町議会議員松岡、松田、齋藤、品田、沢出」の各議員であります。

7ページを御覧いただきたいと思います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

きます。

地方議会議員の厚生年金総出制度への加入を求める要望意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も、幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年度実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てであります。

以上であります。どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 発議第１４号

◇議 長 日程第１９ 発議第１４号 大雨災害に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

７番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書９ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第１４号 大雨災害に関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出します。平成２８年１２月２１日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤、原本、深川、松岡、品田」の各議員でございます。

１１ページを御覧下さい。この要望の内容ですが、本年の８月の相次ぐ台風の上陸により、北海道では、甚大な災害被害、多大な影響が生じました。こうしたことから、早急な災害対策及び防災対策について、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記 １自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援、災害復旧事業債の資金確保などの十分な地方財政措置を講ずること。

２被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道、漁港等、農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対する支援を行うこと。

３復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害の解消のため、抜本的な河川改修が可能となる特段の財政措置を講ずること。

４住宅被害を受けた被害者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

５農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

６大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。

７被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。

８異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通

大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号 大雨災害に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第14号 大雨災害に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第15号

◇議 長 日程第20 発議第15号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番 松田信行議員。

◇松田議員 議会側議案書13ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第15号 JR北海道への経営支援を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。平成28年12月21日提出 提案者 大空町議会議員 松田、沢出、後藤、田中、上地」の各議員でございます。

15ページでございます。

この要望の内容ですが、11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表いたしました。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住

民のくらしを破壊することになり、公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえません。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要となっております。よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 J R北海道への経営支援を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 J R北海道への経営支援を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第16号

◇議 長 日程第21 発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番 松田信行議員。

◇**松田議員** 議会側議案書 17 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 16 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 28 年 12 月 21 日提出 提案者 大空町議会議員 松田、沢出、後藤、田中、上地」の各議員でございます。

19 ページでございます。この要望の内容ですが、医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況となっており、厚生労働省による実態改善に向けた措置がなされているものの、依然として長時間夜勤など、労働者の健康及び患者・利用者の安全・尊厳が脅かされています。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題でもありますので、記以降の事項の実現を要望するものであります。

記 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。

(1) 1 日 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

(2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設などにおける 1 人夜勤を早期に解消すること。

2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3 患者・利用者の負担軽減を図ること。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇**議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第16号

◇議 長 日程第22 報告第16号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第16号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。検査の対象となった月は、平成28年8月分から平成28年10月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月29日に実施し、9月分につきましては10月25日、10月分につきましては11月25日に後藤監査委員と共に実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については、終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成28年第4回大空町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

この定例会におきましては、3人の議員の方から一般質問を頂戴いたしました。御答弁を申し上げる中で、幾つかのお約束もさせていただいたところであります。

次年度に向けての予算面でありますとか、制度の改正などは、実現に向けて誠心誠意努力をしまいたいと考えているところであります。

また、この定例会の中でいくつか感じるところがありました。

人の成長というものは、日常の生活や、ときによっては非日常を繰り返していく中で、いろいろな気づきによって発見があり、そして、それをどう受け止めるか、そして、どのように対応するかということによって成長していくものではないかなと、そのように感じたところであります。

先日、本郷12線の湖響橋を渡っておりまして、外灯のところにオオワシがとまっていました。下の川の獲物を狙っているのかなと思ひまして、下を見ましたところ、網走川が氷付いていました。最近の寒さによって網走川も凍ってしまったんだと、改めて気づいたところであります。今年の冬の寒さというものを実感いたしました。

また、町政懇談会においては、いろいろと叱責される場面もあったり、要望を受けることも多いわけでありすけれども、この前、あるところで最近の広報おもしろいねと、なかなか文才がある書き手が書いているじゃないかと、いろんな情報が載っていて、この頃、見るようにしているよと、そういうお褒めの言葉と言いましようか、そういう発言もいただいたところであります。

職員が、どうやって広報に目を向けていただくかと工夫をしたり、いろいろな情報を町民の方々に届けようと、そのように工夫をしているところに気づいていただいた。また、そのことを改めて私に対していただいて、私自身も気づかされたなと、そのような思いもございました。

一方で今回、自らの給与の減額条例ということの提案もさせていただきました。この中でも、大きな気づきがあったものと感じております。

今回のことに至るまでには、類似した事象でありますとか、そういったものを予感させる事例があったにも関わらず適切に対処できていなかったと、結果として、今回のような大きな問題を引き起こしてしまったと、そのように受け止めておりまして、ただ今回の失敗から多くのことを学んだと、そのように感じているところであります。

今回のいただきました、この気づきというものをどのように対処して自分自身の、また職員としての、さらにはこの組織としての成長につなげて行くかということが課せられている本当の意味での課題ではないかと、そのように感じたところであります。

失敗ではありましたが、このような気づきの中で、いろいろな方々から叱責、御批判をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

これからも誠心誠意まちづくりに取り組んでまいりますので、今後とも御指導いただきますように重ねてお願いを申し上げ、お礼を申し上げ、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇議 長 平成28年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後02時51分)